

日本国との自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する協定を求める件、日本政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求める件(議員説明)

平成二十六年五月以来、英國政府との間でこの協定の交渉を行った結果、平成二十九年一月二十六日に署名が行われた次第であります。

この協定は、日本国の大衛隊と連合王国の軍隊との間における平和安全法制を含むそれぞれの國の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものであります。

この協定の締結により、日本国の大衛隊と連合王国の軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、國際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されます。

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

○堀井巖君

(堀井巖君登壇、拍手)

私は、自由民主党の堀井巖です。議題となりました日米、日豪、日英物品役務相互提供協定(ACSA協定)案について質問をいたします。

思い起こせば平成二十七年九月十九日、この本會議場で平和安全法制が可決、成立いたしました。今や、どの国であろうとも、一国で自らの平和と安全を維持することはできません。平和と安全に対する脅威は容易に国境を越え、我が国に深刻な影響を及ぼします。このような時代であるからこそ、我が国は、國際協調主義に基づく積極的平和安全法制を確立する必要があります。しかし、我が国の國の國際的な信頼関係は大きく変わります。仮に平和安全法制が成立していな

かつたら、特に米国との信頼関係は今の姿とは大きく変わっていたのではないでしょうか。

平和安全法制の施行から一年を迎えた今、改めて安倍総理に、日米同盟の礎ともなる同法が我が國の安全保障にとってどのような意味を持つのか、見解を伺います。

次に、ACSA協定の意義について伺います。

平和安全法制施行により、自衛隊とともに現場で活動を行う米軍に対する物品、役務の提供が拡大されました。今回の日米ACSA協定の改定は、この平和安全法制によつて広がつた活動の物品、役務の相互提供に関する決済手続などの枠組みを手当てるものであります。

国内法により米軍との間で食料、水、燃料、施設の利用などの物品、役務の提供が可能となつてあります。しかし、ACSA協定による枠組みが定まつていなければ、相互提供に支障が生じます。

現場レベルで平和安全法制の実効性を確保する上で、日米ACSA協定、そして日豪、日英ACSA協定の意義は極めて大きいものがあると考えます。そこで、安倍総理に、これらのACSA協定の意義についてお伺いをいたします。

次に、初めて締結される日英ACSA協定、そして今回改定される日米ACSA協定及び日豪ACSA協定の内容について岸田外務大臣に伺いました。

防衛省・自衛隊は、平成二十五年、大型台風で壊滅的な被害を受けたフィリピンに国際緊急救援隊として人員を派遣しました。現地では、我が國以外にも、米国、豪州、英国などが救援活動を開していました。そこで自衛隊は、既にACSA協定を締結していた米国、豪州と物品、役務の相互提供を行いましたが、協定がなかつた英國とは

作成の経緯と内容についてお聞かせください。あわせて、日米ACSA協定及び日豪ACSA協定の改正点及び内容についてもお聞かせください。

次に、他の国々とのACSA協定締結の方針について外務大臣に伺います。

現在、政府においては、フランス、カナダとACS協定についての交渉を進めていると伺っています。私は、ACSA協定の有用性に鑑みれば、できる限り様々な国々と締結していくことが重要だと考へています。

そこで、現時点での協定を締結している国以外とのように交渉を進めていくつもりでしようか。また、北朝鮮の脅威が新たな段階となつた今、韓国との関係も極めて重要であると考えますが、その点についても併せてお伺いをいたします。

次に、現行のACSA協定に基づくこれまでの提供実績について稻田防衛大臣に伺います。

まず、日米ACSA協定、日豪ACSA協定は既に存在していますが、これらの協定により、米国、豪州などのような物品、役務が提供されたり、その実績を具体的にお示しいただきたいと思います。

また、私は、ACSA協定で相互に提供される物品、役務は、食料、水、宿泊、輸送、燃料等及び弾薬となつていて、武器は除かれている、事前の同意なしに第三者への移転もできないことになつていて理解しています。このように、自衛隊による物品又は役務の提供にも制限があり、決して際限がないというものではないという点について確認をしたいと存じます。

最後に、我が国の平和と安全を守る決意について安倍総理にお伺いをいたします。

冒頭申し上げたように、もはや一国では自らの平和と安全を維持することはできません。各国の連携が極めて重要であります。そして、その連携

では、この信頼関係の前提は何か。それは、自らの国を自らの力で守るという確固たる意志だと考へます。その意志がなく、自国の平和と安全を同盟国に依存する国と信頼関係を持続することはできません。自らの国を自らの力で守るという意志を持って初めて、同盟国と連携し、平和維持のために対処していくことが可能になるのではないか。どうか。

私は、ACSA協定に見られるように、様々な国々との連携を強化していくことは非常に重要なと考えます。同時に、今、厳しい安全保障環境や宇宙空間、サイバー空間での新たな脅威がある中、これらの現実に正面から向き合つて、必要な防衛力整備の在り方について真摯に議論をし、国民の理解を得ていくことが大切だと考へます。

この点を踏まえ、安倍総理に、国民の生命、身体、財産を守り抜くという御決意をお伺いし、私の質問を終ります。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 堀井巖議員にお答えをいたします。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
平和安全法制と日米同盟についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変わつており、今や脅威は容易に国境を越えてくる時代となつていています。そのような中、平和安全法制により、昨年以降、繰り返される北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射への対処に当たつても、日米は從来よりも一層緊密かつ円滑に連携することができます。

今月、北朝鮮が四発のミサイル発射を強行し、三発は我が国EEZ内に、そのうち一発は能登半島から僅か二百キロの場所に落下しました。我が国の安全保障上極めて深刻な事態です。新たな段階に入つた北朝鮮の脅威に対し、トランプ大統領は、米国は一〇〇%日本と共にあるとの明確な意思が表明され、そして、そのことを日本国民

官 報 (号 外)

の皆さんにも伝えてほしい、米国を100%信頼してほしいとの力強い言葉がありました。助け合うことができる同盟は、そのきずなを強くする」ことができます。平和安全法制によつて、日米同盟のきずなは間違いなくより強固なものとなりました。今回の対応は、その何よりのあかしであります。今や日米の信頼関係は大きく向上しましたし、同盟関係は一層強固なものとなりました。平和安全法制は、我が国の安全保障にとって必要不可欠なものです。

日本、日豪及び日英ACS Aの意義についてお尋ねがありました。

新たな日米ACSAの下では、平和安全法制を踏まえ、現行の日米ACSAと比べて、次の物品、役務の提供に決済手続等が適用可能となりました。存立危機事態、重要影響事態、国際平和共存、同対処事態における物品、役務の提供、自衛隊及び米軍の双方が参加する多数国間訓練における物品、役務の提供、国連統括下以外で国際の平和及び安全を維持するために行われる活動のための物品、役務の提供、国際平和協力業務を行う自衛隊から大規模な災害に関する活動を行う米軍への物品、役務の提供。

議員御指摘のとおり、国内法により米軍との間で食料や水、燃料、施設の利用などの物品、役務の提供が可能ですが、日米ACSAは、自衛隊と米軍との間での物品、役務の相互提供を円滑かつ迅速に実施するために不可欠なものです。このように、新たな日米ACSAの締結は、平和安全法制によって幅広がった日米間の安全保障協力の円滑な実施に貢献し、協力の実効性を一層高める点で大きな意義があります。

日豪、日英ACSAについても、適用対象となる物品、役務の提供の範囲は、米軍施設・区域の警護といった一部の活動を除き、基本的に日米ACSAと同じです。

近年、自衛隊と豪州国防軍や英國軍が協力する機会が増加する中、平和安全法制の内容も踏まえ、現行の日米ACSAと比べて、次の物品、役務の提供に決済手続等が適用可能となりました。存立危機事態、重要影響事態、国際平和共存、同対処事態における物品、役務の提供、自衛隊及び米軍の双方が参加する多数国間訓練における物品、役務の提供、国連統括下以外で国際の平和及び安全を維持するために行われる活動のための物品、役務の提供、国際平和協力業務を行う自衛隊から大規模な災害に関する活動を行う米軍への物品、役務の提供。

議員御指摘のとおり、国内法により米軍との間で食料や水、燃料、施設の利用などの物品、役務の提供が可能ですが、日米ACSAは、自衛隊と米軍との間での物品、役務の相互提供を円滑かつ迅速に実施するために不可欠なものです。このように、新たな日米ACSAの締結は、平和安全法制によって幅広がった日米間の安全保障協力の円滑な実施に貢献し、協力の実効性を一層高める点で大きな意義があります。

日豪、日英ACSAについても、適用対象となる物品、役務の提供の範囲は、米軍施設・区域の警護といった一部の活動を除き、基本的に日米ACSAと同じです。

た今回の日豪ACSAや日英ACSAの締結は、自衛隊と豪州国防軍や英國軍との間の緊密な協力を促進し、我が国の平和と安全の確保に資するとともに、我が国として、国際の平和及び安全により積極的に寄与することにつながるものと考えます。

国民の生命、財産を守り抜く決意についてお尋ねがありました。

自らの手で自らを守る気概なき國を誰も守つてくれるはずがありません。安全保障政策の根幹となるのは、我が國自らの努力であります。我が國を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、我が國自身の防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図ることが必要です。同時に、もはやどの國も一國のみでは自國の安全を守ることができない時代となつてゐる中、日米同盟の強化が重要です。

我が國としては、宇宙、サイバーといった新たな分野を含め、これまで以上の役割を果たすことにより、日米同盟全体の抑止力及び対処力を一層強化していく考えです。今後とも、我が國を取り巻く厳しい現実に正面から向き合い、真摯な議論を行うことによつて、国民の理解を得ながら、着実に取組を進め、国民の生命、財産を守り抜くために万全を期してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○國務大臣(岸田文雄君) 私には、日英ACSAの交渉経緯と内容及び日米、日豪ACSAの改正点と内容についてお尋ねがありました。

日英ACSAの交渉は、御指摘がありましたように、二〇一三年のフィリピン台風の被害に際して自衛隊と英國軍が協力した際に、日英ACSAの必要性が認識され、英側から提案を受けて検討が開始されたものであります。

その内容は、日米、日豪ACSAと同様、自衛隊と相手国軍の軍隊との間の物品・役務の相互提供

に適用される決済手続等の枠組みを定めるものであります。ACS Aの締結により、自衛隊と相手国軍隊との間の物品、役務の提供を円滑かつ迅速に行うことが可能になります。

また、御審議いただく新日米ACS A及び新日豪ACS Aは、自衛隊と米軍及び豪軍との間の物品、役務の提供に適用される決済手續等について、現行協定と同じ枠組みを維持していきます。その上で、このような決済手続等が適用される物品、役務の提供について、平和安全法制を踏まえ、それぞれ次の活動や場面におけるものを追加いたしました。

すなはち、新日米ACS Aについては、自衛隊及び米軍の双方が参加する多数国間訓練、国際連携平和安全活動、重要影響事態、存立危機事態、国際平和共同対処事態における物品、役務の提供のほか、国際平和協力PKO業務を行う自衛隊から大規模な災害に関する活動を行なう米軍への物品、役務の提供が追加されます。

また、新日豪ACS Aについては、今次通常国会に提出されている自衛隊法の改正法案と併せ、国際連携平和安全活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置のほか、我が国の国内法上、物品、役務の提供が認められる得るその他の活動として、重要影響事態、存立危機事態、国際平和共同対処事態、武力攻撃事態等、そして海賊対処行動、機雷等の除去、情報収集活動における物品、役務の提供が追加されることになります。

さらに、新日米ACS Aについては、武力攻撃事態等以外における弾薬の提供が追加されます。また、新日豪ACS Aについても、弾薬の提供が新たに追加されます。

新日米ACS A、新日豪ACS A及び日英ACS Aのいずれについても、物品、役務の提供の対象となる活動や場面及び提供される物品、役務の範囲は、米軍施設・区域の警護といった一部の活動を除き、基本的に同じであります。

もう一点、今後のACS A交渉の方針及び韓国との関係についてお尋ねがありました。

ACS Aは、自衛隊と相手国の軍隊との間の物品、役務の相互提供を円滑かつ迅速に行うことを可能とするものであり、各国と安全保障協力や防衛協力を進展させる上で有意義です。

政府としては、各国との二国間関係や協力の実績、具体的ニーズ、こうしたものを踏まえながら必要なACS Aの締結を推進しており、日本御審議いただいている臺州、そして米国、英國のほか、カナダ及びフランスとの間でもACS Aの交渉を行つております。引き続き、こうした考えに基づき、ACS Aの交渉を進め、各国との安全保障や防衛分野における協力を進展させていきます。

また、日本にとって韓国は戦略的利益を共有する最も重要な隣国です。議員御指摘のとおり、特に北朝鮮問題への対応に当たっては、日韓、日米韓の緊密な連携が不可欠であり、日本と韓国が安全保障面で協力関係を深めていくことは重要であると考えます。政府としては、適切なタイミングで日韓ACS Aを締結することが望ましいと考えており、引き続き韓国側と協議してまいります。

(拍手)

〔國務大臣稻田朋美君登壇、拍手〕

○國務大臣(稻田朋美君) 堀井議員にお答えいたします。

日本ACS A、日豪ACS Aにおける物品、役務の提供の実績及びその範囲についてお尋ねがありませんでした。

日本ACS Aについては、平成八年十月の発効以降、平成二十七年度までの間に、日米間で約八千七百件の提供実績があります。具体的には、燃料や食料の提供に加え、宿泊、輸送、基地支援、修理、整備といった分野で協力が行われています。

また、日豪ACS Aについては、平成二十五年一月の発効以降、平成二十七年度までの間に、日

豪間で約三十件の提供実績があります。具体的に
は、燃料や食料の提供に加え、輸送、装備品の部
品の提供といった分野で協力が行われています。
相手国の軍隊への物品、役務を提供するに当
たっては、我が国の国内法で認められた物品、役
務の範囲内で、ACSAに定められた決済手続等
の下で我が国の主体的な判断により実施すること
となつております。無制限に行われることはありませ
ん。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 小西洋之君。

(小西洋之君登壇、拍手)

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋之で
す。会派を代表して質問いたします。

民進党は、本ACSAが担保する人道支援など
を措置するPKO法、周辺事態法の改正案などを
国会提出するところに、日本ACSAに関して、
まず、本ACSAが適用される安保法制における
存立危機事態の違憲問題を質問します。

安倍内閣は、限定的な集団的自衛権行使なるも
のが合憲である唯一の論拠として、七・一閣議決
定において、限定的な集団的自衛権行使を許容する
憲法九条解釈の基本的な論理がいわゆる昭和四
十七年政府見解の中に明確に示されていると明記
した上で、同見解が作られた当時から、その作成
者である吉國一郎内閣法制局長官らの手によつて
この基本的な論理が書き込まれていたとの旨を主
張しています。

この法の支配や立憲主義を滅ぼす究極の暴虐に
対し、この間、同見解の作成契機となつた国会答
弁などの確たるもの証などに基に国会での追及がな
されきましたが、安倍内閣は論理破綻した答弁
拒否に終始しています。

しかし、各紙の社説報道や憲法学者の論文発
表、違憲訴訟の提起などが相次いでおり、こうし
た主張をするのは日本中で安倍内閣だけとも思わ
れています。

平成二十九年三月三十日 参議院会議録第十二号

四

れる状況となつております。

事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、うつて国民の負託に心よりこころつてこ

かつ明確に答弁ください。

品の提供といった分野で協力が行われています。
相手国の軍隊への物品、役務を提供するに当
たつては、我が国の国内法で認められた物品、役
務の範囲内で、ACS Aに定められた決済手続等
の下で我が国の主体的な判断により実施すること
となつております。無制限に行われることはありませ
ん。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 小西洋之君。

定において、限定的な集団的自衛権行使を許容する憲法九条解釈の基本的な論理がいわゆる昭和四

十七年政府見解の中に明確に示されていると明記した上で、同見解が作られた当時から、その作成者である吉國一郎内閣法制局長官らの手によつてこの基本的な論理が書き込まれていたとの旨を主張しています。

この法の支配や立憲主義を滅ぼす究極の暴挙に對し、この間、同見解の作成契機となつた国会答弁などの確たる物証などを基に国会での追及がなされましたが、安倍内閣は論理破綻した答弁拒否に終始しています。

しかし、各紙の社説報道や憲法学者の論文発表、違憲訴訟の提起などが相次いでおり、こうして主張するのは日本中で安倍内閣だけとも思わ

安培総理に伺います。端的にお答えください。
もし、安倍総理の主張するように、いわゆる昭四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権使を許容する憲法九条解釈の基本的な論理なるのが存在しないのであれば、つまり、存在する、いう安倍政権の主張が事実に反するものではある、安倍総理は、違憲の解釈変更を強行し、そに基づく違憲の法案を国会提出し、成立した安法を運用した責任を取つて、内閣総理大臣としてはもちろん国会議員としても責任を取る覚悟ござりますか。明確に答弁ください。

重ねて、さきに安倍総理は、南スードンPKの自衛隊員に死傷者が出了場合、自衛隊の最高官揮官として総理を辞任する覚悟を持つていてるを弁し、さらに、森友学園土地売却や学校認可に自身や夫人が関与していれば、総理だけでなく国会議員も辞職すると答弁しています。

昭和四十七年政府見解に憲法九条解釈の基本的な論理が存在するという安倍内閣の主張が事実反する場合は、違憲の武力行使で自衛隊員や国民が戦死することになります。であるならば、この安倍内閣の主張が事実に反する場合は、安倍総理は、総理大臣はもちろん国会議員を辞職する覚悟があるのか、こうした観点からも逃げることなく明確に答弁ください。

なお、安倍総理は、去る三月十九日の防衛大校卒業式での訓示において、最前線の現場にあって指揮を執る諸君と最高指揮官である私との紐帯の強さが我が国の安全に直結する、日本の国益つながっていると耳を疑うようなことを述べています。もし安倍総理が議員辞職の有無についてや確に答弁しない場合は、この安倍総理の主張する自衛隊員との紐帯なるものは、自衛隊員を尊厳的なる存在として扱わない、単なる独り善がりの独的な暴言であります。

全自衛隊員は、安倍総理が頻繁に引用する服務の宣誓において、日本国憲法及び法令を遵守し、

れる状況となつております。安倍総理に伺います。端的にお答えください。もし、安倍総理の主張するように、いわゆる昭四十七年政府見解の中に限定的な集団的自衛権を使を許容する憲法九条解釈の基本的な論理なるのが存在しないのであれば、つまり、存在するいう安倍政権の主張が事実に反するものであります。安倍総理は、違憲の解釈変更を強行し、そに基づく違憲の法案を国会提出し、成立した安法制を運用した責任を取つて、内閣総理大臣としてはもちろん国会議員としても責任を取る覚悟ございますか。明確に答弁ください。

重ねて、さきに安倍総理は、南スーアンPKの自衛隊員に死傷者が出了場合、自衛隊の最高指揮官として、総理を辞任する覚悟を持つていると辯し、さらに、森友学園土地売却や学校認可に自身や夫人が関与していれば、総理だけでなく国会議員も辞職すると答弁しています。

昭和四十七年政府見解に憲法九条解釈の基本的な論理が存在するという安倍内閣の主張が事実反する場合は、違憲の武行使で自衛隊員や国民が戦死することになります。であるならば、このあるのか、こうした観点からも逃げることな

事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託に応えると誓っています。すなわち、自衛隊員は、安倍総理の手によつて解釈変更された憲法九条解釈とそれに基づく安保法制を遵守し、命懸けで戦うと誓つてゐるのであります。であるならば、いわゆる昭和四十七年政府見解の中に憲法九条解釈の基本的な論理が存在するという安倍内閣の主張が事実に反する場合は、安倍総理は、総理はもちろん国会議員を辞職する覚悟があるのか、自衛隊員の命と尊厳に懸けて、逃げることなく明確に答弁ください。

以上、三つの観点から安倍総理の覚悟を問いました。自称闘う政治家の信条に懸けて、逃げることなく、ごまかすことなく、具体的かつ明確に答弁をください。

さて、本ACSAが適用される安保法制において、かつての後方地域や非戦闘地域の概念を捨て去り、重要影響事態法や国際平和支援法において現に戦闘行為が行われている現場以外では支援が可能とされてることにも違憲論点が存在します。戦闘現場の真横などでの弾薬提供や発進準備中の戦闘機への給油等の活動が、いわゆる兵たんどころか、一体した武力行使そのものであることを軍事の常識だと考えます。

かつ明確に答弁ください。

また、稻田大臣にも何いります。

大臣は、南スリランカの首都ジュバにおける昨年七月の、ロケット砲が飛び交い、戦車が出動し死者が数百人出たとされる戦闘行為について、これは武力衝突であつたと事実に反する答弁を行っています。このような自衛隊の日報で報告された事実をねじ曲げる内閣に対し、ACCSA等の運用における戦闘行為の事実認定について、自衛隊員や国民が信用するとお考えでしょうか。明確に答弁ください。

さらに、現に戦闘行為が行われている現場以外の支援は合憲との論法に立つと、まさに昨年七月のジュバのような事態の際にも、自衛隊が宿营地の内外でどこの国の軍隊に弾薬を提供しても、その場合は、安倍内閣の認識では戦闘行為の現場ではない場所なのでありますから、自衛隊が武力攻撃などを受けることはあり得ないことになります。しかし実際は、自衛隊は、戦闘からの危害を避けるために宿营地内に退避していたことが日報で報告されているのであります。

安倍総理は、例えばACCSAなどの運用においてこれと同様の事態が生じた場合でも、自衛隊が攻撃などされることはあり得ないと本気でお考えなのでしょうか。安倍総理の主導する自衛隊員に

七・一 閣議決定においては、これまでの自衛隊の活動の実経験を勘案して、現に戦闘行為が行われている現場でない場所での支援活動は他国の武力行使と一体化するものではないという認識を基本としたと明記してありますが、南スーザン・PKOを含め、これまでの自衛隊の海外活動における実際の経験としてこのような驚くべき認識を得るに至ったのか、その具体的活動とその実経験について、現地で危険かつ困難な任務を遂行していただいた自衛隊員と安倍総理の間の紐帶なるものに懸けて、自衛隊員に、ああ、あのときの我々の現地での実経験から安倍総理はそのように判断したのかと手に取るように分かるように、具体的

私は、戦闘行為を意図的に武力衝突と言い換えるような内閣の下での自衛隊の新たな海外派遣は、将来において必ず自衛隊員と国民の生命を危険にさらし、国を誤ることとなるものと確信いたします。南スーダンからの全自衛隊員の無事の帰還を祈りつつ、むしろ、この度の南スーダン派遣こそが武力行使の一体化論において踏まえるべき論理を破棄し、直ちに安保法制を廃止しなければ求めます。

ならないと考えますが、安倍総理の見解を求めます。

ては自衛隊が彈薬たる核兵器を他国の軍隊に提供することも法理としては可能であるなどと答弁している。しかし、全世界の国民が戦争によつて殺されることなく平和のうちに生存する権利、平和的生存権を有することを確認する憲法前文の法理を解釈指針とする憲法の下で、日本に対する外國の武力攻撃が発生していない重要影響事態などの状況において、大量破壊兵器である核兵器を他國に提供することがいかなる法理として合憲になり得るのか、その法的な論拠について明確に答弁ください。

なお、この辺りに対して安倍内閣は、非核三原則があるからあり得ないなどと答弁していますが、非核三原則は憲法の下での政策論であり、が、問うているのは憲法論たる法律論であり、これまでのようなごまかしの答弁を行うことがあります。具体的な法論理たる論拠を総理として答弁するよう要求いたします。

ACS Aの運用を担う稻田大臣の更なる虚偽答弁について伺います。

護士時代を通じて籠池御夫妻から何らかの法律相談を受けたこともございませんとの虚偽答弁を行つた上で、続けて、他方、夫からは本件土地売却には全く関与していないことを是非説明してほしいと言われておりますことから、この場で申し添えさせていただきますと聞かれてもいいことがあります。

しかし、籠池氏の国会証言を契機に、昨年の一月、稻田大臣の夫の弁護士が、その事務所において、籠池氏夫妻と財務局、航空局の職員と借地の立替え費用に関する話合いに立ち会つていたとの事実が明らかになりました。

この問題に対し稻田大臣は、二十四日に、籠池氏の証言をお聞きして、急遽、稻田弁護士に確認

をいたしましたと八日の答弁に先立つて事前の事実確認をしていないことを見事に暴露しつつ、二十七日には、八日の答弁の際に稻田弁護士が立替え費用問題に関与していたことは存じております。しかし、稻田大臣の三月の八日の答弁は、大臣自身が証言しているように、過去五年にわたり籠池氏の顧問弁護士であった稻田弁護士が土地の売却以外の事柄についても一切関与していないかつたことの確認を怠り、わざわざあえて答弁したものであり、結果的に重大な過失によって国会と国民をだました許されようのない虚偽答弁であるのであります。

森友学園問題に際し、稻田大臣は、自らの記憶力を重過失により過信し、かつ国会での度重なる追及に対し、過去の出廷記録という調査をすればすぐに分かる事実の確認を故意に放置し、虚偽答弁を積み重ねてきました。この稻田大臣が再び故意あるいは重過失によって国会と国民をだましていくわけであり、しかも三月八日の一分間にも満たない答弁の中で二回にわたって虚偽答弁を行っていたのでありますから、もはやこのような事態に至つては、稻田大臣の公人としての職務能力などを、自衛隊員を始めとする国民の誰もが、そして私たち国会議員の誰もが信用することはできなかつのであります。稻田大臣は即刻辞職すべきであると考えますが、稻田大臣の見解を伺います。

また、任命責任を負う安倍総理は、こうした虚偽答弁のほかに、日報が報告されなかつた問題やその隠蔽疑惑も含め、稻田大臣が適切に職務に對処し得るをお考えなのでしょうか。稻田大臣を即刻罷免すべきであると考えますが、総理の見解を伺います。

民進党は、専守防衛に徹し、近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的にとの外交安

保方針を掲げています。また、近く、積極的平和主義に対峙する理念とも考え得るピースクリエーション、平和創造主義に基づく外交方針等の議論を開始すべく、党内で検討を進めています。

しかし、安倍総理の積極的平和主義に基づく対米外交は、憲法前文の平和主義を否定し、国民の安全や国益を見捨てる積極的軍事主義ともいべきものではないでしょうか。トランプ大統領はさきの首脳会談において、在日米軍について、米軍を受け入れてくださり日本に感謝していると述べたとされていますが、安倍総理はこの発言の意味をどのように受け止めているのでしょうか。

私は、日米同盟は、世界で唯一の米国海軍の母機動艦隊の海外母港であり、对中国のアメリカ軍の航行の自由作戦の拠点でもある横須賀の海軍基地、沖縄や岩国などの空軍や海兵隊の航空基地等々、日米同盟に基づく在日米軍基地がなければ、アメリカはアジア太平洋地域はもとより印度洋、中東地域に至るまで効果的な軍事プレゼンスを一秒たりとも保持できず、一言で言うならば超大国たり得なくなるのであり、アメリカにおいて日米同盟こそが世界で最重要の同盟関係であると考えます。そして、安倍内閣以前の日米ガイドラインにおいても、この日本領土である在日米軍基地を守る担当は精強なる我が自衛隊であるとされているのであります。高度な技術力や思いやり予算等々を含め、日本のよくな同盟国をアメリカはアジア太平洋地域はもとより世界中のどこを探しても見付けることはできないのであります。

よつて、日米安保条約第三条には、日本はアメリカのために憲法違反の集団的自衛権行使しなくてよいと明記されているのであります。

トランプ大統領は、ビジネス界出身だからこそ、当初の勉強不足の状態からこうした米国の圧倒的なディール、取引成立の同盟関係の実態を認識し、先ほどの感謝の言葉を述べたのではないで

本を防衛する法的義務を負います。眞の主権外交とは、こうした両国間の眞の国益関係について政治、国防、社会レベルで共通認識を培い、対話を深め、その上で現実の脅威に対処する具体的な方策を策定するものであります。

例えば、このACS Aの対象となる共同訓練中の米軍イージス艦を北朝鮮の攻撃から防護するためには、数隻しかない自衛隊イージス艦がこの米艦を守る代わりに東京、大阪や原発地帯を北朝鮮からのミサイル攻撃の危険にさらすのではなく、米軍の太平洋軍が所有する四十隻以上のイージス艦戦力などで米艦を防護することとし、代わりに、例えば、自衛隊は在日米軍では限定配備にどまっているペイトリオットPAC 3の増強による効果的展開等で専守防衛に基づき在日米軍基地を守るなどの共同の作戦計画を策定するべきではないでしょうか。

安倍総理に伺います。

我が国は、これまでアメリカより、米国のための集団的自衛権行使を憲法規範を変えて実施するようになつた上で、さきのトランプ大統領の感謝の発言の理解をお示しいただくとともに、こうした政策合理性を欠く対米外交を直ちにやめるべきとの私の一議員としての指摘にどのようにお考えになるのか 見解をお示し願います。

最後に、教育勅語には日本社会が取り戻すべき精神があるなどと一貫して主張される稻田大臣は、かつての全ての日本兵が携帯を義務付けられた軍人手帳に同じく天皇への忠誠を第一義とする軍人勅諭とともに教育勅語が記載され、この個人の尊厳を否定する教育及び軍隊組織の下で多くの日本国民が無残な戦死を強いられた歴史を、自衛隊組織の長としてどのように考へているのでしょうか。発端となつた塙本幼稚園における教育勅語暗唱に関する見解とともに明確に答弁をくださ

以上、これら安倍政治の暴挙及び安保法制施行一年の状況に対し、憲法の定める憲法尊重擁護義務を全うし、憲法の平和主義を堅持し、立憲主義を断固として守ると明記する民進党綱領に賛成して、安倍政権を一日も早く打倒する決意を申し上げ、代表質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣 安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 小西洋之議員にお答えをいたします。

昭和四十七年見解に関するお尋ねがあります。

政府が繰り返し御説明している昭和四十七年見解の基本的な論理を分かりやすく申し上げれば、憲法第九条の下でも、外国の武力攻撃によって国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合には、例外的に自衛のための武力の行使が許され得るというものです。

平和安全法制においても、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていません。これは、砂川事件に関する最高裁判決の考え方とも軌を一にするものであります。憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する唯一の機関は最高裁判所であり、平和安全法制はその考え方方に沿った判決の範囲内のものであり、憲法に合致したものです。

また、平和安全法制は、国権の最高機関である国会において、二百時間を超える充実した審議の結果、野党三党の賛成を得て成立したものであり、現行憲法の下、適切に決定されたものであります。

もとより、平和安全法制は内閣として提出したものであり、その内容及び法の施行について、内閣の長たる内閣総理大臣として、そして自衛隊の最高指揮官としてあらゆる責任を負う覚悟であります。

驗等についてお尋ねがありました。

自衛隊は、二十年以上にわたり、数多くのPKOやイラク、インド洋等における自らの活動の実験に基づき、また、共に活動する諸外国の軍の活動状況等を通じて様々な現場の実態を把握していました。

その結果、国外における他国軍隊への後方支援であつても、後方支援という行為の性質上、そもそも戦闘が行われているような場所で行うものではなく、危険を回避して、活動の安全を確保した上で実施するものであること、したがって、現に戦闘行為が行われている現場とは明確に離れた場所で実施されるものであること、また、現に戦闘行為が行われている現場とそれ以外の場所は客観的に区別することが可能であること等の現実を理解することができました。

このような実態を踏まえて検討を行つた結果、武力行使の一体化論そのものは前提としつつ、補給や輸送等の活動を行う場所が現に戦闘行為が行われている現場でない限り、それらの活動は他国軍の武力の行使と一体化するものではないと判断しましたのであり、違憲との御指摘は当たりません。

また、ジュバを含め南スーザンにおいてPKOに参加五原則は一貫して満たされており、戦闘行為が発生したとは考えていません。

南スーザンPKOのみならず、平和安全法制の下での自衛隊の活動については、他国の武力の行使と一体化することを防ぐ仕組みが設けられています。その上で、政府としては、自衛隊の活動する地域の情勢を不斷に注視し、適切に判断を行つていく考えです。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、国民の生命と平和な暮らしを守るために、あらゆる事態に対し切れ目のない対応ができる法制が必要であり、平和安全法制を廢止することは全く考えていません。

核兵器の他国への提供についてお尋ねがありました。

重要影響事態法のみならず、全ての平和安全法制の下で、自衛隊の弾薬たる核兵器を他国への軍事侵略に提供するなどということはおよそあり得ないとです。平和安全法制以前の問題として、我が国が核兵器を保有することはおよそあり得ないと。法案審議の際にも、法律上、他国への核兵器の提供を禁止すると書かれていないとの指摘がありました。しかしながら、およそあり得ないことを法文上明記する必要はないと考えています。これが、平和安全法制の法案作成に当たっての法制の考え方です。この点は、例えばPKO法や周辺事態法など、平和安全法制以前に制定された法律においても全く同様の考え方であります。

稻田大臣についてお尋ねがありました。

森友学園をめぐる稻田大臣自身に関する答弁については、既に答弁を訂正し、謝罪したものとご存知しています。その後の森友学園をめぐる質問に対しても、誠実に説明責任を果たしているものと想えていました。

また、日報の問題については、自らの責任の下、大臣直属の防衛監察本部に対して特別防衛監察の実施を指示し、徹底的な調査により、改めるべき点があれば大臣の責任において改善し、再発防止を図ると述べています。

もとより、閣僚の任命責任は全て内閣総理大臣たる私にあります。その上で、稻田大臣には、引き続きしっかりとその職責を果たしてもらいたいと考えています。

平和安全法制及び日米同盟についてお尋ねがおりました。

積極的平和主義は、地域及び国際社会の平和と安全に日本として更に貢献していくものであり、こうした考え方に基づいて日米同盟を強化することは、その抑止力を高め、我が国の国民の生命と平和な暮らしを守ることに資するものであり、積極的軍事主義であるとの指摘は全く当りません。

マディス国防長官は訪日時に、日本のコスト負

法	國	の	に	上	邊	連	民	の	に	本	在	記	報						
担についてお手本と述べ、トランプ大統領は共同記者会見において、米軍を受け入れていただき日本国民に感謝すると述べるなど、米政府には、現在、在日米軍駐留経費は日米両政府の合意に基づき適切に分担されているとの認識が共有されています。	日米の役割分担に関する、米艦船の防護は、BMD能力を有するイージス艦に限らず、防空能力を有する護衛艦等により行うことが可能であり、必ずしも指摘のように対応すべきとは考えておりません。	米国より、米国のために憲法改正をして集団的自衛権を行使できるようにするよう求められたことはありません。平和安全法制の整備は、あくまでも我が国の国民の生命と平和な暮らしを守るために、我が国として主体的に行つたものであります。	アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟は、日米いずれかのみが利益を享受するような枠組みではなく、アジア太平洋の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を果たしています。先般の日米首脳会談では、日米双方が日米同盟を一層強化するための強い決意を示しつつ、米国は地域におけるプレゼンスを強化し、日本は同盟におけるより大きな役割及び責任を果たすことで一致しました。今後も引き続き、ミサイル防衛分野を含め、日米同盟の抑止力及び対処力を一層強化していく考えであります。	残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)	○國務大臣稻田朋美君登壇、拍手)	南スーザンの首都ジュバにおいて昨年七月に発生した事案については、戦車や迫撃砲、機関銃なども使用されたとの事実をしっかりと踏まえた上	します。	戦闘行為の事実認定についてお尋ねがありました。	た。	担についてお手本と述べ、トランプ大統領は共同記者会見において、米軍を受け入れていただき日本国民に感謝すると述べるなど、米政府には、現在、在日米軍駐留経費は日米両政府の合意に基づき適切に分担されているとの認識が共有されています。	日米の役割分担に関する、米艦船の防護は、BMD能力を有するイージス艦に限らず、防空能力を有する護衛艦等により行うことが可能であり、必ずしも指摘のように対応すべきとは考えておりません。	米国より、米国のために憲法改正をして集団的自衛権を行使できるようにするよう求められたことはありません。平和安全法制の整備は、あくまでも我が国の国民の生命と平和な暮らしを守るために、我が国として主体的に行つたものであります。	アジア太平洋地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟は、日米いずれかのみが利益を享受するような枠組みではなく、アジア太平洋の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を果たしています。先般の日米首脳会談では、日米双方が日米同盟を一層強化するための強い決意を示しつつ、米国は地域におけるプレゼンスを強化し、日本は同盟におけるより大きな役割及び責任を果たすことで一致しました。今後も引き続き、ミサイル防衛分野を含め、日米同盟の抑止力及び対処力を一層強化していく考えであります。	残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)	○國務大臣稻田朋美君登壇、拍手)	南スーザンの首都ジュバにおいて昨年七月に発生した事案については、戦車や迫撃砲、機関銃なども使用されたとの事実をしっかりと踏まえた上	します。	戦闘行為の事実認定についてお尋ねがありました。	た。

日本本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に於ける後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結についての承認を求める件とオーストラリア国防軍とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間に於ける日本本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結についての承認を求める件(趣旨説明)

六

で、単なる小競り合いではなく、まさに大規模な武力衝突であったとの認識を示しています。その上で、政府として発生した事態を法的に評価した結果、法的な意味での戦闘行為は発生していないと申し上げてきているところです。したがって、事実に反する答弁を行つてはいるとの御指摘は当たりません。

また、自衛隊の現地部隊は、日報の中で、現地の客観的状況、実態について、憲法や法律の議論を全く離れた文脈で、一般的な意味で戦闘と表現しておりますが、これは法律に定められた戦闘と表現為の意味で使用しているものではないことを確認しています。その上で、自衛隊の現地部隊が作成した日報を含む要員からの報告や我が国大使館、国際連合等からの情報を総合的に勘案すれば、政府として、これまでに法的な意味での戦闘行為が発生したとは考えていないと評価したものであつて、日報で報告された事実をねじ曲げているとの御指摘は当たりません。

平和安全法制の下で他国軍隊への後方支援を行う場合の、現に戦闘行為が行われている現場に関する判断については、政府として種々の情報を十分に収集し、これらを総合的に勘案した上で、客観的な事実に基づいて、その法的な定義に合致するか否か適切に判断を行つていく考えです。また、このような判断を行つ際には、国民の皆様方が十分な理解を得られるよう、可能な限り丁寧な情報提供等に努めていきたいと考えております。

御指摘の答弁については、私としては自らの記憶に基づいて答弁したところであり、虚偽の答弁をしたとの認識はありません。

会に相談に来たのは、借地契約の下で既に発見されたいた土壤汚染や地下埋設物の処理に係る有益費の立替えの件についてであり、土地売却とは関係ありません。

また、弁護士法人光明会としては、顧問でもないし、代理人として話を聞くことはできないし、本件について話をすることもないが、それでよければ構わないという前提で話をしてもうことにした、さらに、この件について費用は受け取つておらず、これ以降、先方からは何の連絡もないと聞いております。

したがつて、稻田龍示弁護士は、森友学園への土地売却には関係しておらず、従前の答弁に間違はないございません。

私としては、今後とも誠実な答弁に努め、誠心誠意職務に当たっていきたいと考えております。
(発言する者あり)

○議長(伊達忠一君) 静粛に願います。

○國務大臣(稻田朋美君) 続 次に、軍人勅諭や教育勅語の下での教育や軍隊とさきの大戦及び壕本幼稚園における教育勅語暗唱に關する見解についてお尋ねがありました。

まず、教育勅語は防衛大臣の所管ではなく、お答えする立場にありませんが、教育勅語を戦前のように教育の唯一の根本理念として復活させるべきとは考えておりません。

また、軍人勅諭についても、教育勅語と同様に現行憲法の下で既にその効力を失っているものと承知しております。自衛官について申し上げれば、自衛隊法第五十二条に定める服務の本旨に基づき、使命の自覚、個人の充実、責任の遂行、規律の厳守、団結の強化などを基本とした教育がなされており、軍人勅諭を戦前のように復活させるべきとは考えておりません。

教育勅語や軍人勅諭の評価については歴史家に委ねたいと思いますが、さきの大戦についての私の認識は、平成二十七年八月十四日の内閣総理大臣談話で述べられたとおりであり、尊い犠牲の上

に現在の平和があることをかみしめ、私は、防衛大臣として、我が国の平和と安全、国際社会の平和と安定に全力を尽くす所存です。

また、塙本幼稚園を含め、学校等における具体的な教育方法については、防衛大臣の所管ではなく、お答えは差し控えたいと思います。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 平木大作君。

(平木大作君登壇、拍手)

○平木大作君 公明党の平木大作です。

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました日米、日豪、日英のACS A三協定について質問いたします。

まず初めに、本日で最終日を迎える核兵器禁止条約の第一回交渉会合についてお伺いいたします。

今週二十七日から始まつたこの会合は、事前の予想どおり、米、英、仏、ロ、中の核兵器国及び米国の同盟国などが参加を見送り、日本が参加されるかどうかが大きな注目を集めています。核兵器国が参加しない場での議論は実効性がなく、核兵器国と非核兵器国との間で分断の溝を深めるだけであるとしてきた従来の立場から、政府は生日前、条約交渉に参加しない旨の表明を行つたところです。

交渉会合における日本の役割に期待をしていた方たちにとっては残念な決断となりましたが、改めて、核兵器国と非核兵器国との対話を促し核兵器のない世界に向けて現実的な議論をリードできるのは、唯一の戦争被爆国である日本をおいてほかにないと確信いたします。

核兵器のない世界に向けた決意について、安倍内閣総理大臣にお伺いいたします。また、今回の交渉会合参加を見送った経緯と、今後、核兵器国が参加する枠組みの中で日本政府として核軍縮にどう取り組まれるのか、岸田外務大臣にお伺いいたします。

さて、今回のACCSA三協定の締結により、昨

年施行された平和安全法制に基づく物品、役務の提供についても協定に定める決済手続の枠組みを適用することができるようになります。協定を通じて自衛隊と米国軍及び友好国との間の緊密な連携を促すことで、日米同盟を基軸とする日本の防衛体制の維持、安定に資するものであり、深刻さの度合いを増す日本を取り巻く安全保障環境に適時適切に対処するためにも極めて重要なものであります。

特に、最近の北朝鮮による核実験の強行や相次ぐ弾道ミサイルの発射に見られる挑発行為を鑑みれば、一昨年、平和安全法制の議論をしていたとき以上に日本の安全保障環境が緊迫化していることは明らかです。当時、具体的に議論がなされた弾道ミサイルに搭載可能なレベルの核兵器の小型化、日本のみならず米国の主要都市も射程に收める長射程化、あるいは狙つたエリアに落とすことができる高精度化の技術開発がどの程度進展したと見られるのか。現下の状況認識と併せて、日本の平和と安定にとって、平和安全法制を制定した意義について、安倍総理より、改めて分かりやすく御説明いただきたいと思います。

今回の三協定は、いずれも弾薬の提供を適用対象としています。この点に関して、参議院において平和安全法制を審議した際、「弾薬の提供」は、緊急の必要性が極めて高い状況下にのみ想定されるものであり、拳銃、小銃、機関銃などの他国部隊の要員等の生命・身体を保護するために使用される弾薬の提供に限ること。」という五党合意がなされました。

参議院の附帯決議にも反映されたこの五党合意は、「その趣旨を尊重し、適切に対処する」との閣議決定もなされたところであります。が、今回の三協定の運用においてどのようにして担保されることになるのでしょうか。安倍総理にお伺いいたしました。

あわせて、五党合意では、「核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器や、クラス

ター弾、劣化ウラン弾の輸送は行わないこと」とされました。従来よりACSAでは、武器については提供される物品の対象外であり、また、提供可能な弾薬の種類についても、特に日米ACSAにおいては手続取扱等の中で明示的に限定されていると理解しております。五党合意の厳守について、稻田防衛大臣の明確な答弁を求めます。

平成八年に最初のACSAを締結以後、平成十一年、十六年と改定を重ねながら、自衛隊と米軍は幅広い活動における連携を深めてきました。

ACSAを本格適用した初めての日米共同演習を実施してから二十年が経過しますが、当時の報道を振り返ると、大きく二つの視点から批判がなされています。

一点目は、輸送や武器弾薬、燃料、食事などの補給に至るまで全て自分で用意する自己完結を基本とした自衛隊や他の軍隊の運用において、必要な物資やサービスを互いに提供し合うACSAのような協定は本当に必要なのかというACSA不要論。もう一点は、自衛隊は米軍の兵たん部隊になる、あるいは日本がなし崩し的に米軍の作戦の中に組み込まれていくといった米軍との一体化論です。

こうした懸念を踏まえて、過去二十年にわたる自衛隊と米軍等との共同訓練や、PKO、人道的な国際救援活動といった幅広い分野におけるACSA運用の成果について、政府としてどう評価するのか、稻田防衛大臣の答弁を求めます。

アジア太平洋地域において、法の支配やシーレーンの安全確保に共同して取り組むなど、基本的な価値と戦略的な利益を共有する特別な関係にあるオーストラリアとも、今回、新しい協定として日豪ACSAを締結したことになります。

近年、日本とオーストラリアは、共同訓練の実施や、東南アジアや太平洋島嶼部の国々に対する海上保有能力の構築支援に共同して取り組むなど、安全保障、防衛協力を積極的に進めてきました。

ころであり、本協定は米国も含めた一層の連携強

化に資するものとして歓迎いたします。

本年一月にこの協定が署名された際、安倍総理とターンブル首相との首脳会談において、これまで協議を続けてきた自衛隊と豪州軍が相互訪問し、日米にとつても初めてとなりますが、これによって共同訓練や災害派遣がしやすくなり、両国で実施される共同演習を行ってに当たつて必要な手続を円滑に行うことが可能となります。

今後、オーストラリアとの間でどのようにして安全保障、防衛分野の協力を一層進めていくのか、このような協定締結の見通しも含めて、岸田外務大臣よりお示しいただきたいと思います。

今回、ヨーロッパ諸国では初めて英国ともACSA協定を結ぶこととなります。政府は、引き続きカナダ、フランスとも交渉を続けており、二ユージーランドとも検討に入る方向で一致したと報じられております。

パワーバランスが変化し、不安定化する国際情勢の中、米豪以外の国とも日常的に緊密な防衛協力関係を構築しておることは、日本の安全保障にとって極めて重要であるとともに、自衛隊がPKOや人道的な国際救援活動等において国際社会に多大な貢献をしてきたことの証左であり、今後一層国際社会の平和と安定に寄与していくための要請であるとも言えます。

ACSAは、締約国を増やすことに意義があるのではなく、あくまで物品、役務の相互提供のニーズに応じて交渉を進めていく方針であることは、これまでの衆議院における審議の中でも確認されたところです。そこで、今回初めて協定を結ぶことになる英國とは、具体的にどのような連携がACSAの必要性が認識されたものであるのか、岸田外務大臣にお尋ねいたします。

以上、三協定案の主要な論点についてお伺いいたしました。

我が国では、戦後長年にわたり、安全保障と自

衛隊の運用というテーマは政局の対立軸となつてきました。しかし、冷戦構造が崩れ不安定化する

国際社会の中で、日本と世界の平和と安定に寄与しゆくためには、与野党の枠を超えた冷静な議論が欠かせません。公明党は、どこまでも現実を直視し、国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、平和国家日本によるさわしい国際貢献の在り方について、今後も議論をリードしていくことを申し上げ、私の質問を終わりります。

(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 平木大作議員にお答えをいたします。

核兵器のない世界を実現するためには核兵器国の協力が必要不可欠です。それにもかかわらず、今回の交渉には五核兵器国、すなわち、米国、英国、フランス、ロシア、中国のどの一か国の出席も得られていません。

日本政府としては、交渉会議の冒頭において、核兵器禁止条約を作つても、実際に核兵器が一つでも減ることにならないのではないかということは、核兵器国が参加しない形で条約を作ることと、核兵器国が参加しない形で条約を作ることとは、核兵器国と非核兵器国との亀裂、非核兵器国同士の離間といった国際社会の分断を一層深め、核兵器のない世界の実現をかえつて遠ざけるものとなること、核兵器禁止条約が作成されたとして、北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結び付くと思えないことを指摘しました。

その上で、これまでの議論や検討の結果、現時点において、この約束構想について、核兵器国との理解や関与は得られないことが明らかとなつていいこと、核兵器国協力を通じ核兵器の廃絶に結び付く措置を追求するという交渉の在り方が担保されないことがあります。そこで、このような状況の下では、残念ながら、我が国として、本件交渉会議に建設的かつ誠実に参加することは困難である旨表

明しました。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向かって、国際社会の取組をリードしていく使命を有しています。我が国は、核兵器のない世界の実現を真に願うからこそ、核兵器国と非核兵器国双方を巻き込んだ核廃絶のための具体的かつ効果的な措置の積み上げを追求してまいります。

平和安全法制の意義についてお尋ねがありました。

平和安全法制の制定以降も、我が国を取り巻く安全環境は一層厳しさを増しており、特に北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発や能力の向上は新たな段階の脅威です。既に、核兵器の小型化、弾頭化の実現に至っている可能性があります。また、昨年以来の頻繁なミサイル発射を通じ、長射程化、精度の向上、奇襲的な攻撃能力の向上等が進んでいると考えられます。

このような中、平和安全法制により日本を守るために、日本は切れ目なくスマートにお互いに助け合うことが可能となり、日本のきずなは一層強固なものとなりました。実際に、昨年以降繰り返される北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射への対処に当たつても、日本は從来よりも一層緊密かつ円滑に連携することができます。これが現実であります。

また、平和安全法制により、地域及び国際社会の平和と安定への一層の貢献が可能となりました。世界の多くの国々から強い支持と高い評価が寄せられています。これは、平和安全法制が国民の命と平和な暮らしを守り抜き、世界の平和と安全に貢献する法律であるとの何よりのあかしであります。平和安全法制の成立により、私たちの子や孫の世代に平和な日本を引き渡していく基礎を築くことができたと確信しています。

五党合意と弾薬の提供についてお尋ねがありましたが、岸田外務大臣にお尋ねいたしました。

今回のACSA三協定の下、弾薬の提供を行

に当たつては、平和安全法制の成立時に伴つた閣議決定のとおり、五党合意の趣旨を尊重し、適切に対処していく考え方であり、これまでも、米豪英の各国に対し、我が国の国内法令及び五党合意の内容について説明してきたところです。

今後、実際に提供を行うに際しては、支援対象国からの具体的な要請に基づき、五党合意に係る閣議決定を始めとする我が国の政策や法律等との整合性を検討した上で、自衛隊における弾薬の保有状況や提供の必要性、緊急性などを踏まえて、我が国として主体的に判断することになります。

その際、閣議決定を適切に実施するため、防衛省において内部規則を整備する考え方であり、その内容について、自衛隊の現場レベルまで事前に徹底するとともに、米豪英の各国に対しても十分に説明していく考えです。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣岸田文雄君登壇、拍手)

○国務大臣(岸田文雄君) 私にも、まず核軍縮に関する我が国政府の取組についてお尋ねがありました。

核軍縮に関する政府の基本的な立場、これは一貫しております。それは、核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識の下、核兵器国と非核兵器国との協力を得て、現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくと、いうものであります。

政府としては、核兵器禁止条約の交渉会議がこのような考え方を推進していくことができる場となり得るのか等の観点から、会議がどのような方程式や環境の下で行われるか等を含め、情報収集を行ない、諸般の状況を総合的かつ十分に検討した結果、二十七日のハイレベルセグメントに出席をし、我が国の立場を主張いたしました。

しかしながら、二十七日に開始された本件交渉会議は、核兵器国はもとより、豪州、ドイツ、カナダといった中道国の出席もなく、先ほど述べたところです。

政府の立場に合致しないことが明らかとなりました。こうした会議の在り方は、核兵器のない世界の実現に資さないのみならず、核兵器国と非核兵器国との対立を一層深めるという意味で逆効果にさえなりかねないという考えに至り、今後この交渉へは参加しないこととした次第であります。

政府としましては、今後、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する枠組みであるNPT、CTBT、FMCCTあるいはG7等において、核兵器国と非核兵器国との協力を得ながら進めていく議論をリードし、これに貢献することによって核兵器がない世界の実現に向けた具体的な結果を得るべく努力を続けていきたいと考えております。

本年五月には、二〇二〇年のNPT運用検討会議準備委員会が開かれ、準備プロセスが始まっています。NPDIの枠組み等も活用しながら、核軍縮に関し様々なアプローチを有する国々の間の協力を促し、機運を高めていく所存です。

そして、日豪間の安全保障、防衛分野での協商についてお尋ねがありました。

豪州は、日本にとって基本的価値と戦略的利益を共有する特別な戦略的パートナーです。近年、日豪間では、安全保障、防衛分野における協力が進展し、自衛隊と豪州国防軍が協力する機会も増加しています。

こうした中、議員御指摘の日豪間の共同運用訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続きを相互に改善する協定についても交渉を行っております。政府としては、本年一月の日豪首脳会談において協定交渉の早期妥結に向けた期待が表明されたことを踏まえ、可能な限り早期の妥結を目指して精力的に交渉に取り組む考えです。

アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増す中、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序を支え、国際社会の安定と繁栄を確保するため、日本は、日豪協力是非常に重要です。いわゆる2プラス2を含む様々な枠組みや日米豪での取組も含め、引き続き、安全保障、防衛分野での協力を図ります。

極的に進めていく考えです。

もう一点、日英ACSAの必要性についてお尋ねがありました。

日英ACSAの交渉は、二〇一三年のフィリピン台風被害に際して自衛隊と英國軍が協力した際に、日英ACSAの必要性が認識され、英側からの提案を受けて検討が開始されたものです。

自衛隊と英國軍の間では、その後も、二〇一五年のネパール地震等における国際緊急援助活動を始め、国際協力の現場で共に活動する機会が顕著に増加しております。二〇一六年に戦闘機タイプのF-15部隊を含む英國軍が訪日をし、航空自衛隊との共同訓練も実施をしています。

このような日英間の安保・防衛協力の拡大を踏まえ、アジアと欧州で互いに最も緊密な安全保障上のパートナーである日英両国がACSAを締結することは、自衛隊と英國軍との間の緊密な協力を促進するものであり、我が国の安全保障に資するのみならず、我が国が国際社会の平和及び安全により積極的に寄与することにもつながると考えております。(拍手)

〔国務大臣稻田朋美君登壇、拍手〕

○国務大臣(稻田朋美君) 平木議員にお答えいたします。

まず、大量破壊兵器等の提供、輸送及び五党合意についてお尋ねがありました。

一昨年の平和安全法制に係る審議において、大量破壊兵器等の輸送は行わないとしたいわゆる五党合意がなされました。政府としては、五党合意の趣旨を尊重し、適切に対処していく考え方であり、これまでも相手国に対しても我が国の国内法令及び五党合意の内容について説明してきました。

もとより、核弾頭を中心とする大量破壊兵器などの提供や輸送については、これまで国会等で御説明したとおり、これを行わないということは当然であり、また、現実にも考えられないわけであり、かかる提供や輸送に各協定が適用されることはありません。

最後に、ACSAの下での物品、役務提供の実績に対する評価についてお尋ねがありました。自衛隊と米軍、豪軍との間では、ACSAの下で、共同訓練や洞爺湖・伊勢志摩サミットでの施設への一時立ち寄りといった平素の活動を始め、東日本大震災、熊本地震、フィリピン台風被害といった国内外の大規模灾害、ハイチでのPKOなど、様々な場面において日常的に物品、役務の提供が行われてきました。このような自衛隊と米軍等との物品、役務の提供の実績に鑑みれば、ACSAは自衛隊と米軍等との円滑かつ緊密な協力を実施する上で不可欠なものと考えております。

なお、自衛隊による米軍等への物品、役務提供を実際に実施するに当たっては、我が国の憲法及び国内法で認められた範囲内で、我が国の主体的な判断により実施されることは当然であり、米軍との一体化論といった批判は当たらないと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 井上哲士君。

[井上哲士君登壇、拍手]

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

会派を代表して、日米・日豪・日英物品役務相互支援協定、ACSAについて総理に質問いたします。

まず、核兵器禁止条約についてです。

同条約の国連会議が二十七日から始まり、熱気に満ちた討論が続いています。日本共産党の志位委員長は、核軍縮・不拡散議員連盟の一員としてこの会議で発言し、禁止条約の意義とその早期締結を呼びかけました。

一方、政府は、被爆国でありながら交渉開始決議に反対し、国連会議の冒頭でも反対を表明しました。これについて、国連会議で演説した日本の被爆者は、心が裂ける思いだつたと述べ、同じくカナダに在住の被爆者は、自國に裏切られたと述べました。

総理、被爆者のこの声をどう受け止めていますか。

政府は、核兵器禁止条約は核保有国と非保有国の分断を広げるとして反対しています。しかし、これまでのNPT再検討会議での核廃絶に向けた全会一致の誓約を破り、自国の核軍備を近代化、強化する態度を取るなど、分断をつくったのは核保有国であり、とりわけアメリカのトランプ政権は、核兵器のない世界という目標を永久に先送りし、核兵器の増強を言い出しています。もう待つてはいられない、被爆者と国連加盟国の多数の声が今回の交渉会議を実現させたのです。

政府は、唯一の戦争被爆国として、核保有大国に追随するのではなく、核兵器禁止条約に積極的に賛成し、核保有大国へ協力を迫るべきではありますか。

憲法も国民の声も幾重にも踏みにじり強行された安保法制、戦争法の施行から一年がたちました。三つのACSAは、安保法制により、日本が提供する物品、役務の内容が拡大されたことを反映させたものです。憲法違反の安保法制と一緒にものであり、到底容認できません。

そもそも、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を規定した憲法九条は、自衛隊が海外で軍事活動を行うことは想定していません。ところが、政府はこれまで、武力行使と一体にならなければ憲法違反でないとしてきました。さらに、安保法制では、現に戦闘行為が行われている現場以外なら、それまで戦闘地域とされた地域でも米軍への兵たん活動を可能にしました。その際、政府は、現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる地域を実施区域に指定するので、武力行使と一体化は生じないと説明しました。

現実ははどうでしょうか。南スーダンの首都ジユバでは、昨年七月に政府軍と反政府勢力による大規模な戦闘が起き、自衛隊の宿営地にも銃弾が着弾しました。現地の日報には、自衛隊が戦闘に巻

き込まれるおそれなど生々しく書かれています。停戦合意がなされているはずの場所でも戦闘が起きたことをどう説明するのですか。他国軍の兵をもん支援中に戦闘が発生しても、衝突だと言い換えて、武力行使と一体化しないと強弁するつもりですか。お答えください。

南スーザンPKOの派遣部隊からの日報は、当初、陸自で廃棄されていたが統幕にあつたと説明してきました。ところが、實際には陸自と統幕ぐるみで秘密裏に破棄が指示されていたのです。これは、南スーザンでの戦闘という不都合な真実を國民から隠そうとしたものにほかなりません。稻田大臣は、当初、自分の指示で日報を開示させたので問題ないとして、新たな隠蔽が發覚するとの、特別防衛監察を命じました。ところが、特別監察中を理由に大臣も官僚も答弁を拒否して国会での真相解説を妨げており、監察を盾に時間稼ぎをしていると言わざるを得ません。しかも、開示された日報により、稻田大臣自身が現地からの戦闘報告を衝突と言ひ換えるなど、危険な情勢を隠蔽した上、安保法制に基づく駆け付け警護等の新任務を付与したことが明らかになりました。稻田大臣の責任は極めて重大です。直ちに罷免すべきではありませんか。

国民的怒りが広がる中、政府は月末での撤収を決めました。ところが、その理由は、活動に一定の区切りが付いたからだとし、南スーザンにおいて國民対話の開始など国内の安定に向けた政治プロセスの進展が見られていると述べています。しかし、国連のグチレス事務総長は、二十三日、安保理で発言し、南スーザンの紛争は引き続き深刻な苦しみを生み出していると述べ、國民的対話の開催に関するキール大統領の声明について、戦闘が継続中で、重要な利害関係者との協議がなく、基本的な政治的自由が系統的に制限され、人道的アクセスが制限され、さらに紛争当事者双方の分裂が拡大している状況では、大統領の声明に説得力はないとしています。政府の認識と

は全く懸け離れているではありませんか。内戦状態にあり、PKOの五原則が崩れていることを認めないまま撤収すれば、同じ過ちを繰り返すことになります。内戦状態を認め、直ちに自衛隊を撤収させるべきです。また、南スエーダンPKO全体を真剣に総括すべきです。答弁を求めます。

米国との新協定により、従来は武力攻撃事態等における活動のみ可能とされていた弾薬の提供を可能とするまでの事態で可能とします。さらに、協定の適用対象を多国間訓練、国際連携平和安全活動、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態など大幅に広げるものです。

米国は、世界各国とACSAを結び、自国から物資等を輸送せずに即座に必要な物資を入手する体制をつくりました。米国は現在何か国とACSAを結んでいますか。今回の改定は、イラクと戦争のような無法な戦争も含めて、米国の戦争についてでもどこでも切れ目なく兵たん支援を行うことが可能な体制をつくるものにはかならないのではないかと存じます。答弁を求めます。

日英、豪協定も、それぞれ弾薬の提供を可能とします。さらに、政府は、本年一月、フランスと新たにACSAの協定交渉を開始することで合意しました。

なぜACSAを結ぶ相手国を増やすのですか。災害対応を言いますが、米軍やNATOを中心とする多国籍軍に参加する際に兵たん支援を行うためではないのですか。相手国の基準は何なのですか。明確にしていただきたい。安保法では、米国以外の軍隊への自衛隊による兵たん支援も可能としましたが、外國軍との共同の活動を無原則的に広げるものではありませんか。

自民党的な弾道ミサイル防衛に関する検討チームは、敵基地攻撃能力の保有について早期の検討開始を求める提言をまとめ、昨日、総理に提出しました。これまでの政府の專守防衛の建前さえ崩壊し、公然と他国に攻め込む能力を持つとするもの

総理は、安保法制の審議の際、個別の自衛権行使としても敵基地を攻撃することは想定していないとはっきり申し上げておきたいと答弁しました。にもかかわらず、与党の提言を受けて保有の検討を進めるのですか。また、そのような検討が北朝鮮をめぐる情勢にどのような影響を及ぼすと考えているのですか。米軍の兵たん支援を拡大させると、他国に攻め込む能力保有の検討もするとなれば、憲法を踏みにじる安倍政権の暴走はまさに際限なしと言わなければなりません。

日本共産党は、立憲主義を取り戻す市民と野党の共同を広げ、安保法制、戦争法の廃止に全力を挙げる決意を改めて述べて、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 井上哲士議員にお答えをいたします。

核兵器禁止条約についてお尋ねがありました。核兵器のない世界を実現するためには、核兵器の協力が必要不可欠であります。今回の交渉には、五核兵器国との一か国の出席も得られていません。このような形で核兵器禁止条約を作つても、実際に核兵器が一つでも減ることにはつながりません。また、北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決には結び付きません。

政府としては、核兵器国が参加しないこのような形で条約を作ることは、核兵器国と非核兵器国の亀裂を一層深め、核兵器のない世界の実現を考えつて遠ざけるものになると考えています。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、国際社会の取組をリードしていく使命を有しています。被爆者の方々の思いは大変貴重なものであり、重いものです。そうした思いや声はしっかりと受け止めなければならぬと思います。

我が国は、核兵器のない世界の実現を真に願うからこそ、核兵器の非人道性に対する正確な認識

理的ではないでしょうか。韓国とは同協定に関し協議中ということになりますが、こういう大事なところで隣国との協議が前に進まないのはなぜでしようか。その理由を外務大臣にお尋ねいたします。

さういた、やがて日仏、カナダにも広げることのが想定されますが、日英物品役務相互提供協定を締結することの戦略的な意味合いは何なのか。併せて外務大臣にお尋ねいたします。

集団の安全保障体制の構築に関して、今、我が国が置かれている地勢的历史的な条件を常に頭に入れておく必要があると思います。地政は動かしようがありません。日本人は、この日本という国家の領土内で生きていかざるを得ない。そして、

その日本は、周辺国であるロシア、中国、韓国との間に問題を抱えている。その上に、北朝鮮には主権も人権も侵害されて拉致された方がが残されている一方、当の北朝鮮は核とミサイルの開発に余念がない。これが我が国を取り巻く現実です。我が国が安全保障上実現させなければならない優先的、戦略的課題は朝鮮半島の非核化であると考えますが、安倍総理の御認識はいかがでしょうか。

そして、その戦略的課題実現に向じて、今解決を
求められる最優先課題は、北朝鮮の核・ミサイル
開発を阻止することであると考えます。北朝鮮か
らのミサイル防衛のために、韓国はTHAADミ
サイルシステムの導入に踏み切りました。それが
中国と新たな緊張関係をつくり出しています。し
かし、仮に北朝鮮が核武装してしまつたら、当然
韓国も核武装せざるを得なくなる。そうなつたと
き中国はどう反応するのか。東アジアの緊張関係
はこれまでとはレベルの異なるものになる。だか
ら、最優先課題は北朝鮮の核・ミサイル開発を阻
止することであると考えますが、外務大臣の御認
識をお尋ねいたします。

安倍総理は、衆議院での我が党の質問に対し、
「弾道ミサイルへの対処に当たって、いわゆる敵

—

—

務、修理・整備業務も記載されております。しかし、役務の内容は示されておりません。協定には、自衛隊による武器の提供や米軍による武器システムの提供は含まないことは書かれておりま

まいります。

ん。
日本ACS Aが議会承認された場合、自衛隊は米軍の武器を輸送、保管することになるのでしょ

いわゆる敵基地攻撃と自衛権の関係についてお尋ねがありました。

いたします。

また、平成二十七年度の相互提供実績以外に新たに提供可能になる物品、役務については弾薬以降に記載する。（改）

外にはど^ううい^う役務が含まれるのでしょ^ううか
衛大臣にお尋ねいたします。

日米ACS協定は相互提供のための協定であり、日本の自衛隊が米軍二封の物品の優遇供給

日本の自衛隊が米軍に対し物品や役務を提供するだけでなく、米軍から自衛隊が物品や役務の

提供を受けます。日本政府として、現時点では米軍から自衛隊が提供を受ける物品、設備として可

が、自衛隊が持つを受ける物品 徒刑としては何を想定していますか。また、そのことにより自衛

隊のリスクが増えるケースはどんなケースですか。防衛大臣にお尋ねいたします。

日本維新の会は、現実的な問題を合理的に解決

することをプリンシブルといたしております。平和安全法制への対案の一つとして国境警備法の立

法化を進めております。日本の国土、そして国民

の皆さんの安全を保障するための法整備を更に進めるをお約束して、質問を終ります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇 拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 浅田均議員にお答

えをいたします。

朝鮮半島の非核化を始めとする北朝鮮の問題についてお尋ねがありました。

北朝鮮の核・ミサイル開発は、新たな段階の脅威です。我が国は、川崎焼き、日光、日光韓国が緊

處で、我が國は、弘吉綱を、由来、由来韓て、

討した上で、自衛隊の部隊等が現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することとなります。さらに、万が一状況が変化した場合の措置として、部隊等の長による活動の一時休止や防衛大臣による活動の中止命令といった措置についても定めています。

このように、法律上、部隊等の安全確保のための様々な規定を盛り込んでおりますが、これに加え、日々の訓練等を通じた部隊等の能力の向上、隊員の安全確保に十分な自己防護用の装備の携行といった、自衛隊のリスクを極小化するための措置もしっかりと実施してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長若松謙維君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔若松謙維君登壇、拍手〕

○若松謙維君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、津波防災の日の規定について、二〇一五年十二月二十二日の国際連合総会において我が国等の提案により津波防災の日である十一月五日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加します。さらに、地方公共団体に対する津波ハザードマップ等の作成に係る国の財政上の援助規定の有効期限を平成三十

四年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数	一百四十
賛成	二百四十
反対	〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第一 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長若松謙維君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔若松謙維君登壇、拍手〕

○若松謙維君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、津波防災の日の規定について、二〇一五年十二月二十二日の国際連合総会において我が国等の提案により津波防災の日である十一月五日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加します。さらに、地方公共団体に対する津波ハザードマップ等の作成に係る国の財政上の援助規定の有効期限を平成三十

四年三月三十一日まで五年間延長する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果を御報告申し上げます。

まず、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、同法律の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、今後の過疎対策と過疎法の在り方、過疎地域の役場の役割や住民の取組に対する認識等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件は、日本放送協会の平成二十九年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算においては、一般勘定事業収支は、事業収入が七千百十八億円、事業支出が七千二十億円で、事業収支差金は九十八億円となつております。

また、事業計画においては、公共放送の原点を堅持し、事実に基づく正確な報道、インターネット活用業務の推進、受信料の公平負担、コンプライアンスの徹底等に取り組むとしております。

なお、本件につきましては、総務大臣から、収支予算等についてはおおむね妥当なものと認められます。

以上両件を一括して議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 日程第三 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 以上両件を一括して議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 委員長の報告を求めます。総務委員長横山信一君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔横山信一君登壇、拍手〕

○横山信一君 ただいま議題となりました兩案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、同法律の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果を御報告申し上げます。

まず、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、同法律の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、今後の過疎対策と過疎法の在り方、過疎地域の役場の役割や住民の取組に対する認識等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して吉川沙織委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されておりました。

議論を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

○議長(伊達忠一君) 本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 以上両件を一括して議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 委員長の報告を求めます。総務委員長横山信一君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔横山信一君登壇、拍手〕

○横山信一君 ただいま議題となりました兩案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、同法律の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果を御報告申し上げます。

まず、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案は、同法律の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長竹内譲君から趣旨説明を聴取した後、今後の過疎対策と過疎法の在り方、過疎地域の役場の役割や住民の取組に対する認識等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民進党・新緑風会を代表して吉川沙織委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

○議長(伊達忠一君) 本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求める件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 以上両件を一括して議題といたします。

○議長(伊達忠一君) 委員長の報告を求めます。総務委員長横山信一君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

〔横山信一君登壇、拍手〕

○横山信一君 ただいま議題となりました兩案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

官 報 (号 外)

○議長(伊達忠一君) 次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の採決をいたします。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。
ます。——これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数	一百四十一
賛成	二百四十
反対	〇

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

1

○議長(伊達忠一君) 日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長宇都隆史君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○宇都隆史君　ただいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在外公館として在レシフェ日本国
総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部を新設

するともに、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することについて規定するものであります。

○議長(伊達忠一君) 日程第五 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長渡辺猛之君。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。
〔拍手〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載
渡辺猛之君登壇、拍手〕

辺猛之君　ただいま議題となりました法律案
きまして、農林水産委員会における審査の経
結果を御報告申上げます。

法律案は、特殊土壤地帯における治山、河川
砂防、かんがい排水、農道整備、田舎振興

研究会が中心となり、現行法の対策事業を引き続き実施するため、期限を更に五年延長し、平成二十四年三月三日までとするものであります。

員会におきましては、提出者の衆議院農林水
産業委員会より趣旨説明を聴取の後、

の結果、本法律案は全会一致をもつて原案ど

長(伊達忠一君) これより採決をいたしま
秦の賛否について、投票ボタンをお押し願い

〔投票開始〕

——「れにて投票を終了いたします。

長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします

○ 反對 賛成 投票總數
二百四十 二百四十

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 壩地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案 関税定率法等の一部を改正する法律案

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

す。

投票総数

二百四十
二百四十

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第七 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(伊達忠一君) 日程第八 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まことに、委員長の報告を求めます。文教科学委員長赤池誠章君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(赤池誠章君登壇、拍手)

○赤池誠章君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

まず、独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案は、教育の機会均等に寄与するため、給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講じようとするものであります。

委員会において、支給人数及び支給額拡大の必要性、学校による対象者の推薦基準、教育財源の在り方等について質疑が行われましたが、そ

の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終局した後、日本共産党的吉良理事より、給付型奨学金の支給対象者の成績要件を削除すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、高等専修学校及び認可保育所と同等の基準を満たす保育施設について、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の対象としようとするものであります。

委員会におきまして、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

(羽生田俊君登壇、拍手)

○羽生田俊君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険の基本手当、教育訓練給付等の拡充、職業紹介事業の適正な事業運営を確保するための措置の拡充及び育児休業期間の延長を行うほか、雇用保険率の引下げ等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、雇用保険の失業等給付及び国庫負担の在り方、男性の育児休業取得を促進するための方策、労働条件等の明示義務の徹底の必要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

三百四十六
三百四十四

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたしました。

午後零時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議員	高木かおり君	議長	伊達忠一君
	矢倉克夫君	副議長	郡司彰君
	片山大介君		
	里見隆治君		
	石井苗子君		

投票総数	三百四十四
賛成	三百四十六
反対	二

今井絵理子君

高瀬弘美君

藤巻健史君

官 報 (号 外)

平成二十九年三月三十一日 参議院会議録第十一号 議長の報告事項

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十九年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

津波対策の推進に関する法律(平成二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「地方公共団体は」の下に「二千十五年十二月二十二日の国際連合総会において十一月五日を世界津波の日とする」とが決議されたことを踏まえ、「には」の下に「津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮しつつ」を加える。

附則 第一条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年三月三十日

総務委員長 横山 信一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として市町村立の専修学校等の整備に要す

る経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用 本法施行に要する経費は、平年度約一億円の見込みである。

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十九年三月十六日

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 次のいずれかに該当し、かつ、財政力指数で平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度に係るものと合算したものの三分の一の数値が〇・五以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る法律案

第十二条第一項第十八号を次のように改める。

五 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

第十二条第一項第十八号を第二十四号とし、第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げる、第十八号の次に次の一号を加える。

六 平成二十七年的人口を控除して得た人口を平成二年の人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。

七 平成二十七年的人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。

八 四十五年間人口減少率が〇・二七以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三六以上であること。

九 市町村立の専修学校及び各種学校

第十二条第一項第二十三号を第二十四号とし、第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げる、第十八号の次に次の一号を加える。

十 平成二十九年三月三十日

参議院議長 伊達 忠一殿

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値(以下この号において「四十五年間人口減少率」という)が〇・一未満であること。

イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和四十五年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和四十五年の人口で除して得た数値(以下この号において「四十五年間人口減少率」という)が〇・

水産物等販売業に改める。

三二以上であること。

四 四十五年間人口減少率が〇・二七以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三六以上であること。

五 四十五年間人口減少率が〇・二七以上であつて、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三六以上であること。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置等)

第二条 この法律による改正後の過疎地域自立促進特別措置法(以下「新法」という)第二条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に行われた廢置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については適用しない。

第三条 この法律の施行の日以後に新法第二条の規定により新たに過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村につき新法第十条(別表を含む)、第十一条、第十四条第四項から第六項まで、第十五条第八項及び第九項、第十六条第五項、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条の規定を適用する場合には、これら

の規定は、新法第二条の規定による公示の日の属する年度(以下「公示の年度」という)の予算に係る国の負担若しくは補助又は交付金の交付(以下「負担等」という)公示の年度の前

年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担等を除く)から適用し、公示の年度の前年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき公示の年度以降の年度に支出すべきものとされた國の負担等及び公示の年度の前年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担等で公示の年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお

従前の例による。

(政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年三月三十日

参議院議長 伊達 忠一殿
総務委員長 横山 信一

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十九年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの收支予算等によれば、一般勘定事業収支については、事業収入が七千百十八億円、事業支出が七千二十億円で、事業収支差金は九十八億円となる。この事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。

また、事業計画では、三か年経営計画の最終年度として、公共放送の原点を堅持し、事実に基づく正確な報道・命と暮らしを守る報道、豊かで多彩なコンテンツの一層の充実、積極的な国際発信による国際社会での日本の理解の促進、スーパーハイビジョンのコンテンツ制作力の強化、インターネット活用業務の推進、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率八十パーセントの達成、コンプライアンスの徹底と効率的な経営の推進、放送センターの建替の着実な推進等に取り組むとしている。

これら收支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

附帯決議

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、放送事業者の番組編集における自主・自律性に係る規定を引き続き遵守すること。また、経営委員会の任命に当たっては、社会に対する職務の公経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

二、政府は、インターネット常時同時配信を含む

協会の業務範囲の在り方については、民間放送事業者等の見解に留意しつつ、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。また、協会においては、当該検討に資するよう、視聴者の動向を的確に把握し、関係者間での情報共有及び連携を図るとともに、広く国民の理解を得られるよう、情報提供に努めること。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担つていてることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

六、協会は、国際放送については、我が国に関する理解を促進する観点から、我が国の経済・社会・文化等に係る情報発信の充実・拡大を図り、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

七、協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、協会運営に当たっては国民・視聴者の信頼に応えるよう、情報の十分な開示、説明を行うべきである。そのため、協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、これらを合理的に跡付け、又は検証することができるよう議事録の適切な作成・管理等に努めること。

八、協会は、受信料の基本法に基づく調査権を求めるの件

右決議する。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年三月二十三日

参議院議長 伊達 忠一殿
衆議院議長 大島 理森

寄せられていることを踏まえ、本年任命された会長以下執行部の下で、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、再発防止策及びコンプライアンスの徹底により、組織一体となって信頼回復に全力を尽くすこと。

五、協会は、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持し、事実を客觀的かつ正確、公平に伝え、眞実に迫るために最善の努力を不斷に行うことで、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼の確立に努めること。

また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

九、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報伝達、デジタル・ディバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部等の機能や運用・実施体制の強化を図るとともに、自然災害からの復興に資する報道を充実し、併せて、灾害の記録の保存・活用に努めること。

十一、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成三十二年を見据えた4K・8K放送の実用化に向けた研究開発、普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持つて行うこと。

十二、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定めた適正なものでなければならないことを認識し、そのため受信料制度に対する国民の理解が一層促進され、信頼感がより高まるよう努力するとともに、受信料支払率の向上に努めること。

た適正なものでなければならないことを認識し、そのため受信料制度に対する国民の理解が一層促進され、信頼感がより高まるよう努力するとともに、受信料支払率の向上に努めること。

放送法第10条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第70条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成29年度収支予算

予算総則

第1条 日本放送協会(以下、「協会」という。)の平成29年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に掲げる契約種別及び別表第3に掲げる支払区分に応じ、別表第4に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第5に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第6に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。ただし、第3項、第4項又は第5項の規定による場合を除く。

3 第1項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第7に定める契約を締結した者が15名以上まとなり、団体としてその代表者を通じ、別表第3に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第1項に定める受信料の額から別表第7に掲げる額を減ずることとする。ただし、第5項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第1項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第7に掲げる額を減することとする。

4 第1項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第3に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第3に掲げる支払区分により支払う場合は、当該契約について、第1項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5 第1項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ2件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、第1項に定める受信料の額からその半額を減することとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2 前項にだし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のために直接必要とする経費の支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第8条 事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てができる。

第9条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その增加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を設備の新設、改善に充てができる。

第10条 国際放送及び選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

(一般勘定)
(事業収支)

平成29年度収支予算書

(単位 千円)

事業収入	項目	金額
	受取料	711,840,163
	付金	689,296,636
	信収料	3,561,353
	次回収料	7,500,586
	業務収入	7,638,588
	収入	2,500,000
	別収入	1,343,000

事業支	出			1,097,735
事業收支差金	受託業務等費			1,097,735
事業収支差金 2億1,023万1千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。				
別表第2 契約種別				
地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約			
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約			
特別契約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他の営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約			
別表第3 支払区分				
口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払			
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払			
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払			
別表第4 受信料額(消費税込額)				
契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,260円	7,190円	13,990円
	継続振込等	1,310円	7,475円	14,545円
衛星契約	口座・クレジット	2,230円	12,730円	24,770円
	継続振込等	2,280円	13,015円	25,320円
特別契約	口座・クレジット	985円	5,620円	10,940円
	継続振込等	1,035円	5,905円	11,490円
〔口座・クレジット〕とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかるらず継続振込等の額とする。				
別表第5 受信料額(沖縄県)(消費税込額)				
契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,105円	6,300円	12,255円
	継続振込等	1,155円	6,585円	12,810円
衛星契約	口座・クレジット	2,075円	11,840円	23,030円
	継続振込等	2,125円	12,125円	23,555円
「口座・クレジット」とは別表第3に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。予算総則第2条第2項、第3項及び第5項で適用する第2条第1項の受信料額は、その支払区分にかかるらず継続振込等の額とする。				
なお、第2条第5項で規定する除外する1件の受信料額についても、その支払区分にかかるらず継続振込等の額とする。				
別表第6 多数契約一括支払における割引額(消費税込額)				
契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額			
50件未満	衛星契約	特別契約		
	200円	230円		
50件以上100件未満				90円
100件以上				300円
別表第7 団体一括支払における割引額(消費税込額)				
契約種別	割	引	額	
衛星契約	すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額			
特別契約	200円			

平成29年度事業計画

1 計画概説

平成29年度は、3か年経営計画の最終年度として、公共メディアへの進化を見据えて、経営計画の達成に向けた事業運営を着実に実施していく。

放送・サービスの提供にあたっては、公共放送の原点を堅持して、事実に基づく正確な報道、命と暮らしを守る報道に全力を擧げることも、豊かで多彩なコンテンツを一層充実する。また、積極的な国際発信によって、国際社会での日本の理解を促進し、日本と世界をつなぐ。さらに、スーパー・ハイビジョンのコンテンツ制作力の強化やインターネット活用業務の推進など新たな放送・サービスの創造に積極的に取り組むほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへ向けて、視聴者の関心に最大限にこたえる幅広い番組を編成していく。あわせて、人にやさしい放送・サービスの拡充に取り組む。

協会の主たる財源である受信料については、公平負担の徹底に向けて、受信料制度の理解促進と營業改革を一層推進し、支払率80%の達成に努める。NHKグループの経営改革を断行し、コンプライアンスの徹底と効率的な経営を推進する。また、東京・渋谷の放送センターの建替についても、放送センター建替基本計画に基づき、着実に進める。

(1) 緊急報道や番組充実のための設備及び実用化に向けたスーパー・ハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。

(2) 国内放送は、人々の命と暮らしを守るという公共放送の原点を堅持し、使命を果たすために、判断のよりどころとなる公平・公正で正確・迅速な報道に全力を擧げとともに、東日本大震災や熊本地震等による被災地の復興を継続して支援することも、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、ピョンチャンオンラインピック・パラリンピックの放送を実施する。このほか、東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。

(4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を行なう。受信料の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行なう。

(5) 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6) 給与については、給与制度改革等を進め、一層の抑制に努める。

(7) 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上を図る。

(8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、効率的な運営を推進するとともに、多様な働き方ができる環境を整備して高度な専門性を發揮できる人材の確保・育成に努める。また、NHKグループ全体で経営改革を断行し、コンプライアンスを徹底するとともに、経営計画の達成に向けて目標・指標管理を強化するほか、情報セキュリティの強化や環境経営を着実に推進する。

2 建設計画

建設計画については、新放送・衛星放送施設の整備に114億5,000万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に170億9,000万円、放送会館の整備に215億3,000万円、放送番組設備の整備に285億1,000万円、研究施設の整備等に112億2,000万円、総額898億円をもって実施する。

(1) 新放送・衛星放送施設整備計画

スーパー・ハイビジョン設備の整備を行うとともに、衛星テレビジョン放送の送出設備など衛星放送設備を更新する。

これらに要する経費は、114億5,000万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備を整備するとともに、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。また、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、90億7,000万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

外国電波による混信等の受信状況を改善するための中波放送局の建設及びFM放送局の建設調査を行うとともに、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。また、災害に備えた中波放送局の建設を行うほか、地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化する。

これらに要する経費は、80億2,000万円である。

(4) 放送会館整備計画

熊本、仙台及び静岡の放送会館の建設を完了する。また、金沢、佐賀、大津及び札幌の放送会館の整備を進めるとともに、奈良放送会館を整備するための諸準備等を行う。放送センターの建替については、放送センター建替基本計画に基づき、着実に進める。

これらに要する経費は、215億3,000万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

緊急報道対応設備や番組の充実のための設備を整備する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行うほか、安定的な放送・サービスを継続するための設備を整備する。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

(7) これらに要する経費は、74億8,000万円である。

(8) 建設管理 事業運営計画

これに要する経費は、37億4,000万円である。

(1) 国内放送

ア 番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、人々の命と暮らしを守るための正確で迅速な報道に努めるとともに、日本と世界の課題に向き合い、判断のよりどころとなるわかりやすく信頼されるニュース・番組の充実を図る。また、文化、教養、娛樂番組等をバランスよく編成し、幅広い世代の視聴者から支持されるチャンネルを目指す。さらに、世界水準の高品質な番組を制作するとともに、国際放送との連携を進める。放送時間は、1日24時間を基本とする。

(イ) 教育テレビジョン放送

教育テレビジョンは、教育、福祉等の重要課題に加え、語学・教養・趣味実用など多彩な番組を編成し、幅広い世代の知的関心にこたえる。また、番組とインターネットの連携の充

実により、子供や若者の視聴拡大を図ることも、人々の暮らしに役立ち、豊かにする放送を目指す。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、1日20時間を基本とする。

(ウ) BS1は、臨場感あふれる情報チャンネルとして、国際・経済情報、スポーツ、ドキュメンタリーの各分野の充実を図る。オリエンピック・パラリンピック関連番組を幅広く編成し、

視聴者の関心にこたえるほか、世界や日本の今と向き合うドキュメンタリー・報道番組を強化する。このほか、マルチ編成を活用した放送を実施する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

B S プレミアムは、本物志向の知的エンターテインメントチャンネルとして、大型番組の一層の充実を図ることも、他にはない良質な娛樂、深い感動のある多様な番組を編成する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

4 K・8 Kスーパーハイビジョン試験放送では、多彩で魅力あるスーパーハイビジョン番組の制作を加速して、超高精細度テレビジョン放送の普及促進に資することも、実用放送に向けてスーパーハイビジョンならではのコンテンツ開拓と技術検証に努める。このほか、一部の放送時間帯で4 Kによるマルチ編成を行う。放送時間は、1日7時間を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第1放送は、音声基幹波として、災害等の緊急時に命と暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安全・安心ラジオの機能強化に引き続き取り組み、災害時に備えた地域の生活情報を充実する。また、双方向性等のラジオならではの強みとインターネットとの連携を生かした番組や演出で幅広い世代の期待にこたえる。放送時間は、1日24時間を基本とする。

ラジオ第2放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、幅広いテーマの教養番組等で多様な知的欲求にこたえる番組の充実を図る。また、インターネットとの連携によりいつでもどこでも学べる機会を提供するとともに、在日外国人向け番組等にも取り組む。放送時間は、1日19時間を基本とする。

F M放送は、総合音樂波として、様々なジャンルの音樂番組や古典芸能など多彩な番組を編成し、多様な聴取者の期待にこたえる。また、災害等の緊急時には、ラジオ第1放送と連携して機動的な編成を行い、地域情報波としてきめ細かなライフライン情報を提供する。放送時間は、1日24時間を基本とする。

また、ラジオ第1放送、ラジオ第2放送及びF M放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するサービスの充実を図り、いつでもどこでも様々な放送を聴取できる環境を提供する。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したニュースや情報番組、きめ細かな生活情報番組、地域の課題や優れた取組等を深く掘り下げる番組等を編成し、地域の安全・安心と活性化に貢献する。また、地域からの全国発信を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで1日2時間30分、ラジオ第1放送で1日2時間30分、F M放送で1日1時間20分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、総合テレビジョン、教育テレビジョン、B S 1及びB S プレミアムの各波で実施し、安全安心情報をお届けする。このほか、インターネットを活用したデータ放送サービスを実施する。このほか、インターネットによる聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間拡大し、サービスの充実を図る。また、主として聴覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び2か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。

(カ) インターネットの活用

インターネットによるサービスについては、人々の命と暮らしを守るためにニュースや防災情報の発信を強化とともに、深い番組理解につながるコンテンツや放送した番組等の提供、放送番組の周知を行う。

放送と通信を連携させたハイブリッドキャストについては、常時利用できる暮らしに役立つコンテンツや、地上及び衛星のテレビジョン放送各波の番組運動コンテンツを提供する。なお、インターネットサービスは、協会の定めたインターネット実施基準に基づき公表する実施計画にのっとり実施する。

(キ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,355億306万9千円、番組の編成企画等に219億6,973万3千円で、総額2,574億7,280万2千円である。

イ 技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額667億5,794万4千円である。以上により、国内放送費総額は、3,242億3,074万6千円となる。

(2) 國際放送

国際放送は、正確で客観的なニュースや幅広い良質な番組を多様な媒体を通じて海外へ発信することで、世界で信頼される魅力的な放送を目指す。外国人向けテレビジョン国際放送では、日本やアジアを中心とした情報発信を強化するほか、日本各地の情報を積極的に発信するなど、ニュースの一層の充実を図る。また、日本各地の暮らしや文化、自然等を紹介する番組を強化するほか、NHKならではの良質な国内放送番組を積極的に海外へ発信する。さらに、訪日外国人向けに実用的な情報を提供する番組も開発する。あわせて、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大することともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、1日23時間以上を基本とする。

外(即) 論

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、ニュース・情報番組を通じて、1日5時間程度、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事故等の緊急事態が発生した場合は、迅速に国内ニュースの同時放送を行い、的確な情報の提供に万全を期す。さらに、北米及び歐州向けの放送をそれぞれ1日5時間程度実施する。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。ラジオ国際放送では、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組を刷新して内容の充実を図るとともに、短波に加え、中波やFM波など地域の特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、1日64時間30分とする。

このほか、海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。インターネットによるサービスについては、訪日外国人に役立つ情報を提供するとともに、スマートフォンやタブレット端末による視聴機能を拡充するなど、発信力の強化と利便性の向上を図る。また、放送との同時配信に加えて、番組の見逃しサービスを中心とするビデオオンデマンドサービスを一層充実する。

これらに要する経費は、総額256億5,121万3千円となる。

(3) 契約収納

受信料の公平負担の徹底に向けて、支払率の低い大都市圏に重点を置いた対策等の契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行ふ。

これらに要する経費は、総額588億7,535万2千円となる。

(4) 受信対策

良好な受信環境の確保に向けて、受信相談への対応や最新の放送技術情報の提供等、視聴者の受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額10億5,131万7千円となる。

(5) 広報

視聴者との結び付きを一層強化し、多様な意見を効率的かつ効果的に把握して、放送・サービス等の事業運営に適切に反映させる。また、公共放送や受信料制度への理解促進に向けて、多様で効果的な広報活動を推進する。

これらに要する経費は、総額57億2,655万8千円となる。

(6) 調査研究

放送技術の研究については、実用化に向けたスーパー・ハイビジョンの研究開発や普及促進を行う。また、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行

放送番組の研究については、東京オリンピック・パラリンピックへの关心や期待等についての多角的な調査やコンテンツへの多様な接触を把握する評価手法を用いた調査・検証を進めるなど、放送・サービスの向上に寄与する調査研究を行う。

4 受信契約件数
(1) 地上契約
ア 有料契約

区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	増 減
年 度	初 訂 契 約 件 数	20,091,000	20,291,000	△ 200,000
年 度 内 新 規 契 約 件 数	1,370,000	1,360,000	10,000	
年 度 内 解 約 件 数	1,470,000	1,560,000	△ 90,000	
年 度 内 增 加 契 約 件 数	100,000	20,000	100,000	
年 度 未 契 約 件 数	19,991,000	△ 20,091,000	△ 100,000	
† 受信料免除見込件数				
区 分		平成 29 年度	平成 28 年度	増 減
年 度	初 訂 免 除 件 数	2,402,000	2,359,000	43,000
年 度 内 新 規 免 除 件 数	255,000	252,000	3,000	
年 度 内 解 約 件 数	201,000	209,000	△ 8,000	
年 度 内 增 加 免 除 件 数	54,000	△ 43,000	11,000	
年 度 未 免 除 件 数	2,456,000	2,402,000	54,000	

給与については、総額1,164億4,892万9千円とし、給与制度改革等により一層の抑制に努めることとする。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要員体制を構築する。

(9) 共通管理
共通管理については、地域放送局の新会館移転による経費の増等により、総額139億2,294万円となる。

(10) 放送番組等有料配信業務

ンテンツの充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。このほか、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に、放送番組等を有料で提供する。

(1) 受託業務等 これらに係る収入は22億7,633万7千円、支出は22億5,824万1千円である。

(12) 創造と効率を追求する最適な組織に改革
これらに係る収入は13億796万6千円、支出は10億9,773万5千円である。
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

コンテンツ制作力の強化に向けて、NHKグループ全体で、業務の抜本的な見直しと経営資源の重点的な再配置による業務体制の構築を着実に推進する。

さらに、NHKグループ全体で経営改革を断行し、コンプライアンスを徹底することともに、放送の自主自律を堅持する。このほか、経営計画を着実に達成するため、経営指標等により公共放送としての説明責任を果たすマネジメントを徹底するとともに、情報セキュリティの強化や放送会館の省エネ化等の環境にやさしい監督を推進する。

平成二十一年三月二十一日 参議院会議録第十一号 放送法第七十条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区 分	平成29年度	平成28年度	増 減
年 度 初 頭 契 約 件 数	11,000	11,000	0
年 度 内 新 規 契 約 件 数	0	2,000	△ 2,000
年 度 内 解 約 件 数	0	2,000	△ 2,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	0	0
年 度 末 契 約 件 数	11,000	11,000	0

(参考1)

有料契約見込総数

区 分	地上契約	衛星契約	特別契約	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	20,091,000	20,179,000	11,000	40,281,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	△ 100,000	600,000	0	500,000
年 度 未 契 約 件 数	19,991,000	20,779,000	11,000	40,781,000

(参考2)
支払区分別受信契約件数
上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	地上契約	衛星契約	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	203,000	126,000	329,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	6,000	6,000
年 度 未 契 約 件 数	203,000	132,000	335,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	クレジットカード等継続 手取	継続振込	その他の合計
年 度 初 頭 契 約 件 数	73,000	15,000	31,000	7,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	4,000	1,000	1,000	0
年 度 未 契 約 件 数	77,000	16,000	32,000	7,000

(3) 特別契約

区 分	口座振替	クレジットカード等継続 手取	継続振込	合 計
年 度 初 頭 契 約 件 数	6,000	6,000	6,000	5,000
年 度 内 増 加 契 約 件 数	0	0	0	0
年 度 未 契 約 件 数	6,000	6,000	6,000	5,000

5 要員計画

区 分	分	要 員 数
事 業 機 構	運 営 関 係	10,124人
建 設	合 計	179
合 計		10,303

要員数については、30人の増員を見込んだものである。

平成29年度資金計画

1 資金計画の概要
平成29年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,230億7,980万円、事業経費、建設経費等による出金総額8,242億3,380万8千円をもつて施行する。

2 入金の部
受信料については、受信料収入予定6,892億9,663万6千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,839億1,626万5千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金15億2,800万円、国際放送関係など交付金収入35億6,135万3千円、有価証券の償還500億円、受取利息その他の入金840億7,418万2千円を見込む。
以上により、入金額は、総額8,230億7,980万円である。

3 出金の部
事業経費6,211億9,226万7千円、建設経費898億円、有価証券の購入450億円、納付消費税その他出金682億4,154万1千円を合わせ出金額は、総額8,242億3,380万8千円である。
(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
1 前期末資金有高	68,375,129	87,073,357	82,095,285	96,373,735	—
2 入 金	246,113,538	178,378,297	228,989,310	169,598,655	823,079,800
受 信 料	205,081,760	140,715,579	193,837,715	144,281,211	683,916,265
固定資産売却代金	950,662	306,838	6,639	263,861	1,528,000
交 付 金 収 入	3,269	1,775,224	6,558	1,776,302	3,561,353
有 価 証 券 償 還	11,100,000	19,300,000	14,600,000	5,000,000	50,000,000
受取利息その他の入金	28,977,847	16,280,656	20,538,398	18,277,281	84,074,182
3 出 金	227,415,310	183,356,369	214,710,860	198,751,269	824,233,808
事 業 経 費	169,536,856	147,137,287	165,454,036	139,064,088	621,192,267
建 設 経 費	26,410,871	10,096,044	19,619,984	33,673,101	89,800,000
有 価 証 券 購 入	13,500,000	9,000,000	13,500,000	9,000,000	45,000,000
納付消費税その他の出金	17,967,583	17,123,038	16,136,840	17,014,080	68,241,541
4 期 末 資 金 有 高	87,073,357	82,095,285	96,373,735	67,221,121	—

日本放送協会平成29年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成29年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成29年2月

総務大臣

日本放送協会(以下「協会」という。)には、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信でござるよう豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

協会の平成29年度收支予算、事業計画及び資金計画(以下「收支予算等」という。)については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強化、受信料負担の公平性の確保等に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる。

ただし、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が公共放送の扱い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、協会においても、早急に実施することを求める。

なお、收支予算等の実施に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたための改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。
また、特に下記の点について配意すべきである。

1 国内放送番組の充実

○ 放送番組の編集に当たっては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行ふとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。
○ 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負担に的確に応えること。
○ 地方創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的発信に努めること。

(文部省)

- 字幕・解説放送等の拡充について、引き続き「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成24年10月2日)を踏まえ、大規模災害等緊急時放送での字幕放送や、できるだけ幅広いジャンルの番組での解説放送の実施などの一層の充実を図るとともに、音声認識による字幕制作システムの研究、日本語の文章を手話CGに翻訳する技術の研究など、放送サービスの高度化に向けた研究を一層推進すること。
- 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化
- 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」(平成27年1月30日)を参考に、国際放送会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたインターネットの活用、国内外の受信環境整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態を把握しつつ効果的かつ積極的に一層推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的な指標を設定し、P D C Aサイクルの強化に努めること。
- 訪日外国人観光客の増加、先端技術・サービスや日本各地の産品等への需要拡大など、地方創生、経済成長及び国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、総合的な海外情報発信の強化に努めること。
- 3 4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携
- 4K・8K放送について、平成28年8月に開始したBSによる試験放送を着実に実施することとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を通じた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を引き続き進めること。
- また、平成30年から開始されるBSによる4K・8K実用放送の早期かつ円滑な普及に向け、国及び放送事業者、受信機メーカー等の関係者・団体が一体となり国民・視聴者に対して周知・広報等を展開する協議会の立上げ準備及び取組、「放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会」の議論を踏まえた受信機やサービス内容に関する国民・視聴者への適切な情報提供、左旋円偏波の電波の周波数を使用する放送の受信環境整備等について、公共放送としての先導的役割を果たすこと。
- 4 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底と同時に、業務の実施委員会及び監査委員会が更にその機能を發揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。
- 平成29年1月10日及び12日に協会が公表した職員による着服事案等については、業務の実施体制、チェック体制を改めて見直し、早急に適切な再発防止策を講ずること。
- 女性職員の採用及び役員(監査委員を除く。以下同じ。)・管理職への登用を積極的に拡大することも、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日)を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持つた業務の合理化・効率化、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、往来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。
- 5 受信料の公平負担に向けた取組
- 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2015-2017年度」に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。
- 6 放送センター建替
- 放送センターの建替については、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、平成28年8月に策定・公表した「基本計画」の合理性・妥当性など、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、設計業者、施工業者の選定に当たっては、客觀性・透明性を十分に確保すること。
- 地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点から、あるいは、災害時のバックアップ機能の充実の観点から、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

7 東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強制化

- 東日本大震災から6年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、平成28年4月に発生した熊本地震等も含め、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、風評被害払拭への取組を含め、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信環境整備等に適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強制化を図ること。

- 平成28年4月、サイバーセキュリティ基本法が改正され、政府機関等のサイバーセキュリティ対策の抜本的強化が図られたところであり、同法に定める重要社会基盤事業者として、引き続き、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。
- 8 三位一体改革

- 協会の在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」について検討する際、特に以下の点について、明確にする必要がある。

- ① インターネット活用業務における、将来の環境変化を踏まえた、公共放送としての先導的役割の在り方。

国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化への対応。

民間放送事業者等との連携によるコスト低減の検討や技術開発促進。
インターネット配信における地域性の在り方。

- ② 動画視聴可能な機器と伝送路が多様化し、安価な動画配信サービスが普及する中での、受信料の在り方。

国民・視聴者の納得感、業務の効率性、利益の国民・視聴者への還元等について、将来の変化に対応できるものにすること。

- ③ 子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す抜本的な改革。

特に、これまでも指摘してきた子会社の業務範囲の適正化、子会社の利益剰余金の協会への適正な還元について、組織をあげて取組を加速化し、早急に結論を得ること。

総務費皆勤

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院に付され可決した。この内閣提出案は本院に付され可決した。

右は全額一致を以て可決すぐやめの上議決した。以下に該領書を添えて報告する。

平成二十九年三月三十日
参議院議長 伊達 忠一殿

平成二十九年三月十四日
参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議長 大島 理森

外交防衛委員長 宇都 隆史
参議院議長 伊達 忠一殿

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

賃金額の決定の理由
票領書

賃金額の決定の理由

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

本法律案は、在外公館として在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

新設する在外公館、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める」と及び既設の在外公館に勤務する

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する」とを「新設する在外公館、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める」と及び既設の在外公館に勤務する

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

新設する在外公館、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める」と及び既設の在外公館に勤務する

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

本法律案は、在外公館として在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

新設する在外公館、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める」と及び既設の在外公館に勤務する

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

別表第一を次のように改める。

アハコラ	アハコラ連合日本政府代表部	日本大使館	アヘイスアベ
------	---------------	-------	--------

別表第一を次のように改める。

本法律施行に要する経費として、平成二十九年

度一般会計予算(外務省所管)に約一億一千四百三十三万円が計上される。

別表第一のうち、政府代表部の表に次のよう

に加える。

本法律施行に要する経費として、平成二十九年

度一般会計予算(外務省所管)に約一億一千四百三

外 告 報

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

大使館

地 域	所 在 国	号									別		
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アシア													
	インドネシア	710,000	650,000	614,800	594,200	563,300	511,800	460,300	408,900	367,700	347,100	326,500	305,900
	カンボジア	630,000	530,000	501,200	482,300	454,100	407,000	359,900	312,800	275,200	256,300	237,500	218,700
	シンガポール	620,000	560,000	565,900	545,200	514,300	462,700	411,100	359,500	318,300	297,600	277,000	256,400
	スリランカ	750,000	670,000	629,400	604,200	566,400	503,500	440,600	377,600	327,300	302,100	276,900	251,800
	タイ	570,000	560,000	524,200	505,800	478,200	432,200	386,200	340,300	303,500	285,100	266,700	248,300
大韓民国		630,000	570,000	532,600	511,300	479,400	426,100	372,800	319,600	277,000	255,700	234,400	213,100
	中華人民共和国	830,000	700,000	650,100	624,100	585,100	520,100	455,100	390,100	338,100	312,100	286,100	260,100
	ネバール	1,000,000	800,000	743,000	714,100	670,700	598,400	526,100	453,800	396,000	367,000	338,100	309,200
	パキスタン	630,000	660,000	629,100	610,500	582,500	535,900	489,300	442,700	405,400	386,800	368,100	349,500
	バンダラデシュ	800,000	740,000	703,700	684,400	655,400	607,200	559,000	510,800	472,200	452,900	433,600	414,300
	東ティモール	780,000	750,000	715,400	693,600	660,800	606,300	551,800	497,200	453,600	431,800	388,200	358,300
	フィリピン	790,000	770,000	724,300	701,300	666,800	609,400	552,000	494,600	448,600	425,600	402,700	379,700
	ブータン	670,000	570,000	535,400	514,800	483,800	432,300	380,800	329,200	288,000	267,400	246,800	226,200
	ブルネイ	630,000	640,000	604,800	584,200	553,300	501,800	450,300	398,900	357,700	337,100	316,500	295,900
	ベトナム	650,000	630,000	587,100	563,600	528,400	469,700	411,000	352,300	305,300	281,800	258,300	234,900
	マレーシア	610,000	550,000	513,500	494,000	464,700	415,900	367,100	318,300	279,300	259,800	240,300	220,800
	ミャンマー	590,000	530,000	497,600	477,700	447,900	398,100	348,300	298,600	258,800	238,900	219,000	199,100
	モルディブ	640,000	620,000	585,600	566,000	536,600	487,700	438,800	389,800	350,700	331,100	311,500	292,000
	モンゴル	630,000	610,000	574,500	555,500	527,100	479,700	432,300	384,900	347,000	328,000	309,100	290,100
	ラオス	640,000	620,000	587,600	568,400	539,700	491,900	444,100	396,200	358,000	338,800	319,700	300,600
大洋州		690,000	660,000	625,800	604,300	572,200	518,600	465,000	411,500	368,600	347,200	325,700	304,300
	オーストラリア	720,000	640,000	600,400	576,400	540,300	480,300	420,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200
	キリバス	710,000	690,000	655,200	635,100	605,000	554,900	504,800	454,700	414,600	394,500	374,500	354,400
	クック	740,000	710,000	667,600	642,900	605,900	544,100	482,300	420,600	371,200	346,500	321,800	297,100
	サモア	650,000	630,000	594,300	572,500	539,800	485,400	431,000	376,600	333,000	311,200	289,500	267,700
	ソロモン	850,000	830,000	782,900	757,600	719,600	656,300	593,000	529,700	479,100	453,800	428,500	403,200
	ツバル	710,000	690,000	655,200	635,100	605,000	554,900	504,800	454,700	414,600	394,500	374,500	354,400
	トンガ	670,000	650,000	606,800	584,600	551,400	496,100	440,800	385,500	341,200	319,100	296,900	274,800
	ナウル	610,000	590,000	555,200	535,100	505,000	454,900	404,800	354,700	314,600	294,500	274,500	254,400
	ニウエ	740,000	710,000	667,600	642,900	605,900	544,100	482,300	420,600	371,200	346,500	321,800	297,100
	ニュージーランド	690,000	670,000	623,400	598,400	561,000	498,700	436,400	374,000	324,200	299,200	274,300	249,400
	バヌアツ	610,000	590,000	555,200	535,100	505,000	454,900	404,800	354,700	314,600	294,500	274,500	254,400

官 報 (号 外)

パプアニューギニア	920,000	890,000	846,100	819,900	780,500	714,900	649,300	583,700	531,200	504,900	478,700	452,500
パラオ	640,000	620,000	579,900	557,500	523,900	467,900	411,900	355,900	311,100	288,700	266,300	244,000
フィジー	600,000	580,000	539,700	519,000	488,100	436,500	384,900	333,400	292,100	271,500	250,800	230,200
マーシャル	650,000	630,000	591,100	569,500	537,000	482,900	428,800	374,700	331,400	309,700	288,100	266,500
ミクロネシア	650,000	630,000	587,800	566,200	534,000	480,200	426,400	372,700	329,600	308,100	286,600	265,100
北米	アメリカ合衆国	960,000	720,000	670,400	643,600	603,300	536,300	469,300	402,200	348,600	321,800	295,000
中南米	カナダ	700,000	630,000	588,300	564,700	529,400	470,600	411,800	353,000	305,900	282,400	258,800
アルゼンチン	590,000	570,000	531,300	510,000	478,100	425,000	371,900	318,800	276,300	255,000	233,800	212,500
アンティグア・バーブーダ	650,000	620,000	584,000	561,400	527,600	471,200	414,800	358,400	313,300	290,700	268,200	245,600
ウルグアイ	690,000	660,000	616,800	592,100	555,100	493,400	431,700	370,100	320,700	296,000	271,400	246,700
エクアドル	720,000	690,000	648,600	624,700	588,800	528,900	469,000	409,200	361,300	337,300	313,400	289,500
エルサルバドル	690,000	670,000	631,500	609,800	577,400	523,200	469,100	414,900	371,600	349,900	328,300	306,600
ガイアナ	1,100,000	1,060,000	992,100	954,400	897,900	803,700	709,500	615,300	539,900	502,200	464,500	426,900
キューバ	880,000	860,000	807,900	781,600	742,100	676,300	610,500	544,700	492,100	465,800	439,500	413,200
グアテマラ	780,000	760,000	713,900	688,900	651,500	589,100	526,700	464,300	414,400	389,500	364,500	339,600
グレナダ	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
コスタリカ	670,000	650,000	605,000	581,600	546,500	488,000	429,500	371,000	324,200	300,800	277,400	254,000
コロンビア	690,000	660,000	627,000	605,500	573,400	519,800	466,200	412,700	369,800	348,400	326,900	305,500
ジャマイカ	640,000	620,000	584,800	563,400	531,500	478,200	424,900	371,700	329,000	307,700	286,400	265,100
スリナム	1,080,000	1,040,000	975,800	938,700	883,200	790,600	698,000	605,500	531,400	494,400	457,300	420,300
ヴァイエス	650,000	620,000	584,000	561,400	527,600	471,200	414,800	358,400	313,300	290,700	268,200	245,600
セントビンセント	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
セントルシア	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
トリニティ	680,000	660,000	611,100	586,700	550,000	488,900	427,800	366,700	317,800	293,300	268,900	244,500
ドミニカ	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
ドミニカ共和国	710,000	690,000	648,100	625,800	592,300	536,500	480,700	424,900	380,200	357,900	335,600	313,300
トリニダード・トバゴ	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
ニカラグア	710,000	690,000	657,200	637,400	607,600	557,900	508,200	458,600	418,800	399,000	379,100	359,300
ハイチ	870,000	850,000	805,500	782,700	748,600	691,600	634,600	577,700	532,100	509,300	486,500	463,800
パナマ	670,000	650,000	606,000	582,600	547,400	488,800	430,200	371,600	324,700	301,300	277,800	254,400
パハマ	640,000	620,000	584,800	563,400	531,500	478,200	424,900	371,700	329,000	307,700	286,400	265,100
パラグアイ	630,000	610,000	575,000	554,300	523,200	471,500	419,800	368,000	326,600	305,900	285,200	264,600
パラバドス	730,000	710,000	663,000	638,500	601,700	540,400	479,100	417,800	368,800	344,200	319,700	295,200
ブラジル	720,000	700,000	651,500	626,200	588,400	525,200	462,100	398,900	348,400	323,100	297,900	272,600
ベネズエラ	1,170,000	1,130,000	1,055,400	1,016,800	958,800	862,300	765,800	669,200	592,000	553,400	514,800	476,200
ベリーズ	690,000	670,000	627,900	604,800	570,100	512,300	454,500	396,700	350,500	327,400	304,300	281,200

官 報 (号 外)

平成二十九年三月三十一日 参議院会議録第十二号 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

三四

バチカン	690,000	670,000	622,600	597,700	560,400	498,100	435,800	373,600	323,800	298,900	274,000	249,100
ハンガリー	580,000	560,000	518,800	498,000	466,900	415,000	363,100	311,300	269,800	249,000	228,300	207,500
フィンランド	740,000	710,000	661,600	635,200	595,500	529,300	463,100	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700
フランス	780,000	660,000	612,600	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
ブルガリア	560,000	540,000	506,900	486,600	456,200	405,500	354,800	304,100	263,600	243,300	223,000	202,800
ベラルーシ	610,000	590,000	557,300	539,400	512,500	467,800	423,100	378,400	342,600	324,700	306,800	288,900
ベルギー	700,000	680,000	629,800	604,600	566,800	503,800	440,800	377,900	327,500	302,300	277,100	251,900
ボーランド	560,000	540,000	500,400	480,400	450,300	400,300	350,300	300,200	260,200	240,200	220,200	200,200
ボスニア・ヘルツェゴビナ	560,000	550,000	512,000	492,700	463,800	415,600	367,400	319,200	280,600	261,400	242,100	222,800
ボルトガル	630,000	610,000	564,900	542,300	508,400	451,900	395,400	338,900	293,700	271,100	248,500	226,000
マケドニア・ヨーロッパ・共 和国	570,000	550,000	517,800	498,200	468,800	419,800	370,800	321,800	282,600	263,000	243,400	223,800
マルタ	690,000	670,000	622,600	597,700	560,400	498,100	435,800	373,600	323,800	298,900	274,000	249,100
モナコ	680,000	660,000	612,600	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
モルドバ	590,000	580,000	541,700	522,500	493,700	445,700	397,700	349,700	311,300	292,100	272,900	253,700
モンテネグロ	610,000	590,000	553,800	533,800	503,900	454,100	404,300	354,400	314,600	294,600	274,700	254,800
ラトビア	600,000	580,000	540,000	518,400	486,000	432,000	378,000	324,000	280,800	259,200	237,600	216,000
リトアニア	550,000	530,000	499,000	479,000	449,100	399,200	349,300	299,400	259,500	239,500	219,600	199,600
リヒテンシタイン	930,000	900,000	836,500	803,000	752,900	669,200	585,600	501,900	435,000	401,500	368,100	334,600
ルーマニア	580,000	560,000	519,800	499,000	467,800	415,800	363,800	311,900	270,300	249,500	228,700	207,900
ルクセンブルク	660,000	640,000	598,100	574,200	538,300	478,500	418,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300
ロシア	760,000	600,000	565,800	543,900	511,200	456,600	402,000	347,500	303,800	282,000	260,100	238,300
中東	アフガニスタン	860,000	840,000	797,900	776,100	743,500	689,100	634,700	580,300	536,800	515,100	493,300
アラブ首長国連邦	730,000	700,000	653,100	627,000	587,800	522,500	457,200	391,900	339,600	313,500	287,400	261,300
イエメン	920,000	890,000	849,800	825,000	787,800	725,800	663,800	601,900	552,300	527,500	502,700	477,900
イスラエル	860,000	770,000	721,400	693,300	651,200	581,100	511,000	440,800	384,700	356,700	328,600	300,600
イラク	960,000	930,000	884,600	859,200	821,200	757,700	694,200	630,800	580,000	554,600	529,200	503,900
イラン	820,000	800,000	755,800	732,300	697,200	638,600	580,000	521,500	474,600	451,200	427,700	404,300
オマーン	650,000	630,000	589,100	566,400	532,200	475,300	418,400	361,500	315,900	293,200	270,400	247,700
カタール	690,000	670,000	625,900	601,600	565,300	504,700	444,100	383,500	335,100	310,800	286,600	262,400
クウェート	720,000	690,000	648,400	624,400	588,500	528,700	468,900	409,000	361,200	337,200	313,300	289,400
サウジアラビア	800,000	780,000	759,100	715,600	680,200	621,300	562,400	503,500	456,300	432,800	409,200	385,700
シリアル	670,000	650,000	613,300	592,300	560,900	508,600	456,300	404,000	362,100	341,200	320,200	299,300
トルコ	610,000	580,000	549,000	528,600	497,900	446,800	395,700	344,600	303,700	283,300	262,800	242,400
ベーレーン	700,000	680,000	636,000	611,400	574,400	512,800	451,200	389,600	340,300	315,700	291,000	266,400
ヨルダン	630,000	610,000	576,700	555,700	524,300	471,800	419,400	366,900	324,900	304,000	283,000	262,000
レバノン	760,000	740,000	690,600	665,000	626,600	562,500	498,400	434,400	383,100	357,500	331,900	306,300

外(外)事

アフリカ	アルジェリア	680,000	660,000	620,200	599,100	567,500	514,900	462,300	409,600	367,500	346,500	325,400	304,400
	アンゴラ	1,000,000	980,000	926,300	898,400	856,600	877,000	717,400	647,800	592,100	564,200	536,400	508,500
	ウガンダ	730,000	710,000	676,400	657,700	629,700	583,100	536,500	489,800	452,500	433,900	415,200	396,600
	エジプト	650,000	590,000	558,600	538,700	509,000	459,300	409,700	360,000	320,300	300,400	280,600	260,700
	エチオピア	750,000	730,000	698,600	678,700	648,900	599,200	549,500	499,900	460,100	440,200	420,400	400,500
エリトリア	ガーナ	710,000	690,000	658,600	638,700	608,900	559,200	509,500	459,900	420,100	400,200	380,400	360,500
ガーナ	カーボヴェルデ	820,000	790,000	752,800	730,200	696,500	640,200	583,900	527,700	482,600	460,100	437,600	415,100
ガーナ	ガボン	830,000	810,000	761,800	737,300	700,600	639,400	578,200	517,100	468,100	443,600	419,200	394,700
ガーナ	ギニアビサウ	920,000	890,000	846,900	822,200	785,200	723,500	661,800	600,100	550,800	526,100	501,400	476,800
ギニアビサウ	ケニア	830,000	810,000	761,800	737,300	700,600	639,400	578,200	517,100	468,100	443,600	419,200	394,700
ケニア	コートジボワール	720,000	700,000	659,900	637,500	603,900	547,900	491,900	435,900	391,100	368,700	346,300	324,000
コモロ	コモロ	910,000	890,000	840,300	814,200	775,200	710,200	645,200	580,200	528,100	502,100	476,100	450,100
コンゴ共和国	コンゴ民主共和国	1,060,000	1,030,000	977,800	947,800	903,000	828,200	753,400	678,700	618,800	588,900	559,000	529,100
コンゴ民主共和国	サントメ・プリンシペ	900,000	880,000	828,400	801,200	760,500	692,700	624,900	557,000	502,800	475,600	448,500	421,400
ザンビア	ザンビア	680,000	660,000	631,100	612,700	585,000	538,900	492,800	446,700	409,800	391,300	372,900	354,500
シェラレオネ	シェラレオネ	780,000	750,000	712,800	690,200	656,500	600,200	543,900	487,700	442,600	420,100	397,600	375,100
ジブチ	ジブチ	950,000	920,000	875,100	847,700	806,600	738,100	669,600	601,100	546,300	518,900	491,500	464,100
ジンバブエ	ジンバブエ	830,000	810,000	771,500	749,000	715,400	659,200	603,100	546,900	502,000	479,500	457,100	434,600
スー丹	スー丹	920,000	890,000	846,300	820,800	782,600	719,000	655,400	591,800	540,900	515,400	490,000	464,500
スワジランド	スワジランド	590,000	570,000	541,500	522,500	494,200	446,900	399,600	352,400	314,500	295,600	276,700	257,800
セーシェル	セーシェル	670,000	650,000	609,900	587,500	553,900	497,900	441,900	385,900	341,100	318,700	296,300	274,000
赤道ギニア	赤道ギニア	900,000	880,000	828,400	801,200	760,500	692,700	624,900	557,000	502,800	475,600	448,500	421,400
セネガル	セネガル	850,000	830,000	781,800	757,300	720,600	659,400	598,200	537,100	488,100	463,600	439,200	414,700
ソマリア	ソマリア	770,000	750,000	709,900	687,500	653,900	597,900	541,900	485,900	441,100	418,700	396,300	374,000
タンザニア	タンザニア	710,000	690,000	657,200	637,300	607,600	557,900	508,300	458,600	418,900	399,000	379,200	359,300
チャド	チャド	800,000	780,000	735,500	712,100	677,000	618,400	559,900	501,300	454,500	431,000	407,600	384,200
中央アフリカ	中央アフリカ	840,000	820,000	775,500	752,100	717,000	658,400	599,900	541,300	494,500	471,000	447,600	424,200
チュニジア	チュニジア	570,000	550,000	518,300	500,300	473,400	428,600	383,800	339,000	303,100	285,200	267,200	249,300
トーゴ	トーゴ	870,000	850,000	800,300	774,200	735,200	670,200	605,200	540,200	488,100	462,100	436,100	410,100
ナイジェリア	ナイジェリア	970,000	950,000	898,600	871,900	831,800	764,900	698,000	631,200	577,700	550,900	524,200	497,500
ナミビア	ナミビア	650,000	630,000	592,500	573,000	543,700	494,900	446,100	397,300	358,200	338,700	319,200	299,700
ニジェール	ニジェール	870,000	850,000	800,300	774,200	670,200	605,200	540,200	488,100	462,100	436,100	410,100	390,100

ブルキナファソ	810,000	790,000	746,600	724,400	691,000	635,300	579,600	524,000	479,400	457,200	434,900	412,700
ブルンジ	770,000	750,000	709,900	687,500	653,900	597,900	541,900	485,900	441,100	418,700	396,300	374,000
ベナン	830,000	810,000	766,400	743,300	708,700	651,100	593,500	535,800	489,700	466,700	443,600	420,600
ボツワナ	690,000	670,000	635,200	616,600	588,600	542,000	495,400	448,800	411,500	392,900	374,200	355,600
マダガスカル	680,000	660,000	630,900	612,400	584,800	538,700	492,600	446,500	409,700	391,200	372,800	354,400
マラウイ	700,000	690,000	655,300	637,400	610,700	566,200	521,700	477,200	441,500	423,700	405,900	388,100
マリ	840,000	820,000	777,400	754,700	720,600	663,900	607,200	550,400	505,000	482,300	459,600	437,000
南アフリカ共和国	630,000	570,000	541,500	522,500	494,200	446,900	399,600	352,400	314,500	295,600	276,700	257,800
南スーダン	1,120,000	1,090,000	1,030,000	998,000	950,000	870,000	790,000	710,000	646,000	614,000	582,000	550,000
モーリシャス	690,000	670,000	639,700	620,300	591,100	542,500	493,900	445,300	406,400	386,900	367,500	348,100
モーリタニア	820,000	790,000	756,100	734,300	701,500	646,900	592,300	537,700	494,000	472,100	450,300	428,500
モザンビーク	740,000	720,000	685,800	666,700	638,200	590,600	543,000	495,500	457,400	438,400	419,300	400,300
モロッコ	590,000	570,000	530,400	510,300	480,300	430,200	380,100	330,100	290,000	270,000	249,900	229,900
リビア	840,000	820,000	774,500	749,500	712,100	649,600	587,200	524,700	474,700	449,800	424,800	399,800
リベリア	820,000	790,000	752,800	730,200	696,500	640,200	583,900	527,700	482,600	460,100	437,600	415,100
ルワンダ	780,000	750,000	714,400	692,000	658,500	602,600	546,700	490,800	446,100	423,800	401,400	379,100
レソト	590,000	570,000	541,500	522,500	494,200	446,900	399,600	352,400	314,500	295,600	276,700	257,800

地 域	所 在 地	号							別												
		総 額	領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号													
アジア	コルカタ	620,000	円	604,700	円	573,200	円	520,600	円	468,000	円	415,500	円	373,400	円	352,400	円	331,300	円	310,300	円
	チエンナイ	620,000		603,900		572,400		519,900		467,400		414,900		372,900		351,900		330,900		310,000	
	ベンガルール	610,000		589,900		559,300		508,300		457,300		406,400		365,600		345,200		324,800		304,400	
	ムンバイ	650,000		614,100		582,000		528,400		474,900		421,300		378,500		357,000		335,600		314,200	
	スラバヤ	530,000		498,700		471,700		426,800		381,900		336,900		301,000		283,000		265,000		247,100	
	デンパサール	500,000		482,300		454,100		407,000		359,900		312,800		275,200		256,300		237,500		218,700	
	メダン	530,000		512,300		484,100		437,000		389,900		342,800		305,200		286,300		267,500		248,700	
	チエンマイ	500,000		482,800		452,600		402,300		352,000		301,700		261,500		241,400		221,300		201,200	
	済州	670,000		624,100		585,100		520,100		455,100		390,100		338,100		312,100		286,100		260,100	
	釜山	620,000		580,100		543,800		483,400		423,000		362,600		314,200		290,000		265,900		241,700	
	広州	700,000		655,000		614,000		545,800		477,600		409,400		354,800		327,500		300,200		272,900	
	上海	760,000		704,000		660,000		586,700		513,400		440,000		381,400		352,000		322,700		293,400	
	重慶	620,000		580,200		545,200		486,800		428,500		370,100		323,400		300,100		276,700		253,400	
	瀋陽	650,000		610,600		573,700		512,200		450,700		389,200		339,900		315,300		290,700		266,100	
	青島	640,000		614,600		576,200		512,200		448,200		384,200		332,900		307,300		281,700		256,100	
	香港	810,000		748,000		701,200		623,300		545,400		467,500		405,100		374,000		342,800		311,700	

外(在)報

カラチ ホーチミン ペナン	690,000 520,000 470,000	654,800 489,500 459,400	628,300 412,500 382,800	584,000 364,400 335,000	539,800 316,200 287,100	495,500 277,700 248,800	460,100 277,700 229,700	442,400 258,500 210,500	424,700 239,200 191,400	407,000 220,000 191,400
大洋州 シドニー パース ブリスベン メルボルン オークランド	630,000 600,000 620,000 620,000 595,600	587,900 581,500 575,800 580,700 558,300	551,100 545,200 539,800 544,400 496,300	489,900 484,600 479,800 483,900 434,300	428,700 424,000 419,800 423,400 372,200	367,400 363,500 359,900 362,900 322,600	318,400 315,000 311,900 314,500 297,800	293,900 290,800 287,900 290,300 273,000	269,400 266,500 263,900 266,100 248,200	245,000 242,300 239,900 242,000 248,200
北米 アトランタ サンフランシスコ シアトル シカゴ デトロイト デンバー ナッシュビル ニューヨーク ハガツニヤ ヒューストン ボストン ホノルル マイアミ ロサンゼルス カルガリー トロント バンクーバー ¹ モントリオール	640,000 700,000 640,000 680,000 620,000 600,000 680,000 790,000 590,000 573,400 650,000 680,000 650,000 650,000 670,000 570,000 630,000 630,000 580,000	596,800 651,200 598,400 634,100 577,900 583,700 628,600 681,100 537,500 477,800 563,700 631,300 606,800 595,400 720,000 550,200 589,700 590,300 583,300	559,500 610,500 561,000 594,500 541,800 547,200 589,300 638,600 537,500 477,800 501,100 591,900 568,900 558,200 628,100 515,800 552,800 593,400 563,300	497,300 542,700 498,700 528,400 481,600 486,400 523,800 567,600 418,100 358,400 438,500 526,100 442,500 496,200 430,300 526,100 458,500 488,500 401,200 430,000 430,400 469,400	435,100 474,900 436,400 462,400 421,400 425,600 458,300 496,700 418,100 358,400 438,500 460,300 379,300 372,200 418,700 401,200 430,000 430,400 410,700	373,000 352,800 324,200 396,300 313,000 364,800 392,900 425,700 310,600 325,700 300,700 394,600 328,700 322,500 418,700 343,900 368,600 394,600 342,000 315,700 335,000 307,100 275,100 305,100	323,200 325,600 299,200 317,000 290,600 316,200 340,500 368,900 310,600 325,700 300,700 342,000 303,400 322,500 362,900 329,000 368,900 394,600 342,000 315,700 335,000 307,100 275,200 305,100	298,400 298,500 274,300 264,900 267,500 243,200 288,100 312,200 262,800 286,700 300,700 289,400 278,100 272,900 279,200 252,200 229,300 270,300 270,500 258,200	248,700 271,400 249,400 264,200 240,800 243,200 261,900 283,800 238,900 250,600 263,100 252,900 248,100 279,200 229,300 245,700 246,000 234,700	
中南米 クリチバ サンパウロ マナウス リオデジャネイロ レシフェ レオン	640,000 700,000 680,000 740,000 670,000 530,000	618,100 655,300 664,000 693,800 626,200 513,700	580,700 615,600 628,100 653,600 588,400 483,800	456,100 549,400 558,300 586,500 555,200 433,800	393,800 483,200 508,500 519,400 462,100 383,800	344,000 417,100 448,700 452,400 398,900 333,900	319,000 364,100 400,900 398,700 338,400 293,900	294,100 337,600 377,000 371,900 323,100 273,900	269,200 311,200 353,100 345,100 297,900 253,900	265,000 284,700 329,200 318,300 272,600 234,000
歐州 ミラノ エディンバラ バルセロナ デュッセルドルフ	680,000 680,000 600,000 620,000	636,000 657,000 584,900 576,500	596,300 615,900 548,300 540,500	530,000 547,500 487,400 480,400	463,800 479,100 426,500 420,400	397,500 410,600 365,600 360,300	344,500 355,900 328,500 312,300	291,500 301,100 292,400 288,200	265,000 273,800 243,700 240,200	

外 事 (事 務 部)											
地 域	所 在 地	別 号									
		大 使	公 使	特 使	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号
ア ジ ア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	550,000	530,000	501,200	482,300	454,100	407,000	359,900	312,800	275,200	256,300
北 米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	900,000	760,000	709,500	681,100	638,600	567,600	496,700	425,700	368,900	340,600
歐 州	ウイーン (在ウイーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧洲連合)	780,000	750,000	700,400	672,400	630,300	560,300	490,300	420,200	364,200	336,200
ア フ リ カ	アディスアベバ (アフリカ連合)	750,000	730,000	698,600	678,700	648,900	599,200	549,500	499,900	460,100	440,200

官報(号外)

持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

関税定率法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案

(関税定率法の一部改正)
第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「第七条、第八条、第九条、第九条の二」を「第九条の二」に改める。

別表第〇四〇二・一〇号中「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」を「幼稚園、小学校に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒に改め、「児童福祉施設の下に若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第二一〇八・九〇号中

B その他のもの

(+) フルーツブランデー
無税

(b) その他のもの
無税

(b) 温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時ににおいてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。)のうち、農林漁業の用に供するもの

一キロリットルにつき
四五九円

一キロリットルにつき
四五九円

一キロリットルにつき
四五九円

一キロリットルにつき
四五九円

(+) フルーツブランデー
A アルコール分が五〇%以上のもの
(一リットル未満の容器入りにしたものを除く。)

一リットル

三円二〇銭

一リットル

七円九〇銭

一リットル
につき一九
三円二〇銭
一リットル
につき二二
七円九〇銭

を

別表第二〇〇九・八九号中 (b) その他のもの

九・六% に改め、同表第二〇〇九・九〇

一三一・四% に改め、同表第二〇〇九・九〇

一六% に改め、同表第二〇〇九・九〇

号中「混合果汁」を「果汁を主成分とするもの」に、「混合野菜ジュース」を「野菜ジュースを主成分とするもの」に、「

○ その他もの

九・六% に改め、同表第二〇〇九・九〇

一三一・四% に改め、同表第二〇〇九・九〇

一六% に改め、同表第二〇〇九・九〇

別表第二二〇六・〇〇号中「一リットルにつき六円四〇銭」を「無税」に改める。

別表第二二〇八・二〇号から第二二〇八・七〇号までを次のように改める。

二二〇八・二〇 ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒

二二〇八・三〇 ウイスキー ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から

二二〇八・四〇 得た蒸留酒

二二〇八・五〇 ジン及びジユネヴァ

二二〇八・六〇 ウオツカ

リキューール及びコーディアル

別表第二九〇四・九九号を次のように改める。

二九〇四・九九 その他のもの

一 パラーコロロバンゼン
二 その他のもの

別表第三九〇八・九〇号を次のように改める。

三九〇八・九〇 その他のもの

一 メターラミド
二 その他のもの

別表第五五〇一・一〇号を次のように改める。

五五〇一・一〇 ナイロンその他ポリアミドのもの
一 メターラミドのもの
二 その他のもの

別表第九五〇三項を次のように改める。

九五〇三

三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない)及びパズル

五・六%	無税
五・六%	無税

別表第九六一九項を次のように改める。

九六一九

生理用ナップキン(パッド)及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品(材料を問わない)

無税	無税
無税	無税

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

同号イ及びロ中「とき」を「とき」に改め、同条第四項ただし書中「(携帯品等に対する関税)」を削る。

第十七条に次の二項を加える。

「賦課課税方式」を「税額の確定の方式」に改め、同号イ及びロ中「とき」を「とき」に改め、同条第四項ただし書中「(携帯品等に対する関税)」を削る。

第十七条の二 第百三十六条の二—第一百四十条」を「第百四十四条—第一百四十九条」に改める。

第二条の四の見出しを削る。

第七条の五第一号イ中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)」を「国税通則法」に改める。

第七条の十六第四項中「以下」を「第十一章第二節(犯則事件の処分)」を除き、「以下」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八条の見出しを削り、同条第一項第一号中

品及び当該予約者が当該外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録を利用してその情報を閲覧することができる。

前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該者を講じたときは、当該報告をしたもののみである。

前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしたるもののみである。

特殊船舶等が不開港を出港しようとするとき、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の出港の前に、当該特殊航空機に搭乗する他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする外國貿易機の出港の前に、当該外國貿易機に係る予約者が、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

特殊船舶等が不開港を出港しようとするとき、船長又は機長は、政令で定める事項を記載した出港届を税関に提出しなければならない。この場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする特殊航空機であつて旅客が搭乗するもの(航空運送事業者が運航するものに限る)の運航者その他財務省令で定める者に対し、当該特殊航空機の出港の前に、当該特殊航空機に搭乗する他のこの法律の規定の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関空港を出港しようとする外國貿易機の出港の前に、当該外國貿易機に係る予約者が、当該予約者に係る予約の内容、当該予約者の携帯品及び当該予約者が当該特殊航空機に搭乗するための手続に関する事項で政令で定めるものを報告することを求めることができる。

官 報 (号 外)

めのものを記載した書面の提出を求める」とい

第二十五条中「また」を削り、同条に次の二項
を加える。

沿海通航船等三詩未沿用等二之適用ノニ

うとするときは、船長又は機長は、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。特殊船舶等を沿海通航船等として使用しよう

とするときも、同様とする。

〔第五項〕^二「若しくは第一項が第一二項に、〔二〕に、「第十五条の三」を「第十五条の三第一項から第三項まで」に、「第十八条〔一〕を「第十七

宋の二第一項(特殊船舶等の出港手続)、第十八宋第二項から第四項まで〔に、「第二十条〔を

「二」を「第二十条の二第一項から第四項までに、これららの條」を「これらの規定」に改め

第六十九条の二十一の見出しを削る。
第七十四条中「郵印」を「留青等」とする。

「貢物」を「収容についての規定の準用」に、「領置物牛又は差押物牛」を「領置物牛等の処置」に、

り、「(領置物件又は差押物件の公売)」を削り、「領置物件又は差押物件の帰属」を「領置物

件等の還付等】に、「第一百三十八条第一項(通告
处分)を「第一百四十六条第一項(税関長の通告机

「平等」に改める。
第七十五条の見出しを削る。

第七十六条第一項中「第一百四十四条の二第九号」を「第一百四十四条の二第十四号」に改める。

第八十八条の二の見出しを削る

の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)及び第六十二条

平成二十九年三月三十一日 参議院会議録第十一

書類の提出の求めに応じず、又は偽つた書類を提出した船長又は機長

十四 第二十五条第二項(船舶又は航空機の資格の変更)の規定に違反して届出をせず、又は偽つた届出をして、沿海通航船等を特殊船舶等として使用し、又は特殊船舶等を沿海通航船等として使用した船長又は機長

五百一十五条第二項第九号を同項第十一号とし、同項第四号から第八号までを二号ずつ繰り下げる、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第十七条の二第一項前段に規定する出港届について偽つた出港届を提出した者

五 第十七条の二第一項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

五百一十五条第二項に次の三号を加える。

六 第二十条の二第四項前段に規定する出港届について偽つた出港届を提出した者

七 第三十一条の二第四項後段の規定による書類について偽つた書類を提出した者

八 第二十五条第二項の規定による届出について偽つた届出をした者(当該届出に係る沿海通航船等が特殊船舶等として使用され、又は当該届出に係る特殊船舶等が沿海通航船等として使用された場合に限る)

九 第百十五条の二第二項の規定による届出について偽つた届出をした者(当該届出に係る沿海通航船等が特殊船舶等として使用され、又は当該届出に係る特殊船舶等が沿海通航船等として使用された場合に限る)

十 第百十五条の二第二十三号を同条第十六号とし、同条第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げる、同条第八号中「第六十一条の四」の下に「(保税蔵置場についての規定の準用)」を加え、「(保税蔵置場についての規定の準用)」を加え、同号を同条第十号とし、同条第六号中「第六十二条の十五」の下に「(指定保税地域についての規定の準用)」を加え、同号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「第六

六十二条の七」の下に「(保税戦置場及び保税工場についての規定の準用)」を加え、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第三十六条第一項」の下に「(保税地域についての規定の準用等)」を加え、同号を同条第六号とし、同条第二号の二中「第二十条の二第五項前段」を「第二十条の二第六項前段」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の二を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第三項前段(特殊船舶等の出港手続)の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第一百六条中「第十号及び第十号の二」を「第十六号及び第十七号」に、「第四号及び第十三号」を「第七号及び第十六号」に改める。

第一百十九条第一項中「と認める」を削り、「参考人」の下に「(以下この項及び第百二十一項第一項(臨検、搜索又は差押え等)において「犯則嫌疑者等」という。)」を加え、「これらの者」を「犯則嫌疑者等」に、「所持する物件」を「所持し」に改め、「犯則嫌疑者が」を削り、「提出した物件」を「提出し」に改める。

第一百二十一条の見出し中「差押」を「差押え等」に改め、同条第一項中「搜索又は差押」を「犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件

等」に改め、同条中「又は差押を」を「差押えを」と改め、「記録命令付差押えを」に「作り」を「作成」と改め、「又は差押物件」を「差押物件若しくは記録命令付差押物件」に、「若しくは所持者」を「所持者若しくは保管者(第二百二十五条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定による処分を受けた者を含む。)」に、「代る」を「代わる」に改める。

第一百三十四条の見出しを「領置物件等の還付等」に改め、同条第一項中「税関長」を「税關職員」に、「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第三項中「又は差押物件について」を「差押物件又は記録命令付差押物件について」に改め、同条第五項中「随意契約による売却」を「公賣又は売却等」に改め、同条第六項中「第一百四十条」を「第一百四十八条」に、「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第七項中「關稅の賦課手続の調整」を「警察官等の通報」に改める。

第一百四十条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第一項中「第一百三十七条ただし書」を「第一百四十五条ただし書」に、「第一百三十八条第第一項ただし書若しくは第二項」を「第一百四十六条第二項」に、「通告处分又は告発」を「通告处分等」に、「まつて、これを」を「待つて」に改め、同条第二項中「前項の告発又は第一百三十六条の

二)を「第百四十四条」に改め、「よる告発」の下に「又は前項の告発」を加え、「文書」を「書面」に、「第百三十二条を「第一百四十一各項」に、「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に、「又は差押目録」を「差押目録又は記録命令付差押目録」に改め、同条第三項中「又は差押物件が」を「差押物件又は記録命令付差押物件が」に、「領置物件又は差押物件の所有者等による保管」を「領置物件等の処置に、保管者を「規定により当該物件を保管させた者」に改め、同条第四項中「第二項又は前項」を「前二項」に、「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条を「第百四十八条」とする。

第二百三十九条中の「通告」の下に「(同条第三項)の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」という。」を、「場合において」の下に「当該通告等を受けた日の翌日から起算して」を、「以内に」の下に「当該」を加え、「同条ただし書中」但し、「二十日を過ぎて」を「ただし、当該期間を経過して」に改め、同条に次の二項を加える。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等をすることができないときも、前項と同様とする。

第二百三十九条を「第二百四十七条」とする。

第二百三十八条の見出しを「税関長の通告処分等」に改め、同条第一項中「及び没収」を「没収」に、「物件又は」を「物件」に、「金額を」を「金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を」に改め、「納付すべき旨」の下に「書面により」を加え、ただし書を削り、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、没収に該当する物件に

ついては、納付の申出のみをすべき旨を通告することができる。
第二百三十八条第二項を次のように改める。
第二百三十八条第二項を次のよう改めることとする。
第一項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかるわらず、税関長は、直ちに検察官に告発しなければならない。
一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。
二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。
三百三十八条第四項中「の旨」の下に「(第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨。次項及び次条第一項において同じ。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「中断する」を「その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
第三項 第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、税関長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で、当該通告を更正することができる。
三百三十九条に次の二項を加える。
六 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができる。
三百三十八条を第一百四十六条とする。
三百三十七条中「調査の」を「その調査の」に改め、同条第三号中「隠し、又はなくしてしまつ」

「隠滅する」に改め、同条を第百四十五条とし、第百三十六条の二を第百四十四条とし、第十一章第一節中第百三十六条を第百四十三条とする。

第百三十五条中「認める」を削り、同条を第百四十二条とする。

第百三十四条の次に次の七条を加える。

(移転した上差し押された記録媒体の交付等)

第百三十五条 税関職員は、第百二十五条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第百三十六条 税關職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」といふ)は、前項の税關職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人について)、名称、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税關職員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

(臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限)

第百三十七条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所でその公開した時間内にこれらの処分をする場合及び第百二十四条(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)の規定により処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。
(処分中の出入りの禁止)

第百三十八条 税關職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え若しくは記録命令付差押えをし、又は開示を求める際は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(執行を中止する場合の処分)
第百三十九条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合に

おいて、必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

(捜索証明書の交付)

第一百四十条 捜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

(調書の作成)

第一百四十二条 税關職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い合わせ、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 税關職員は、この節の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

3 税關職員は、この節の規定により臨検、検索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

4 第一項後段の規定による書面の提出又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第五条の二第一項中、「第七項、第八項又は第十項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。
第六条第一項後段を削り、同条に次の二項まで」を「第十五条第九項から第十一項まで」に改め、同項ただし書中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第一項若しくは前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第七条第三項中「第十五条第十項から第十一項まで」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

6 第一項若しくは前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

じなければならない。

第三条 関税法の一部を改正する。

第十五条第三項中「第一条第一項各号」の下に「(行政機関の休日)」を加え、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項後段を削り、同項を同条第十三項とし、同条に次の二項を加える。

14 第一項の規定による報告(積荷に関する事項の報告を除く)、第二項の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書面の提出を除く)又は

「(行政機関の休日)」を加え、同条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とし、同条第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十四項後段を削り、同項を同条第十三項とし、同条に次の二項を加える。

を加える。

5 第一項後段の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書面の提出を除く)又は前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出又は報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

6 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

7 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

8 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

9 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

10 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

11 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

12 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

13 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

14 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

15 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

16 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

17 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

18 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

19 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

20 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

21 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

22 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

23 第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が

○・九〇三七以下のもの

(b) その他のもののうち

温度一五度における比重

が〇・八三以上で引火点

が温度一三〇度以下のもの

(本邦に到着した時に

おいてこれらの性質を有

するもの又は政令で定め

るところにより本邦に到

着した石油製品に他の石

油製品を混合して得たも

のでこれらの性質を有す

るものに限る。第二七一

〇・二〇号において同

じのうち、農林漁業の

用に供するもの

(四) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が〇・

(b) 九〇三七以下のもの

その他のもののうち

温度一五度における比重が

〇・八三以上で引火点が温

度一三〇度以下のもののうち

農林漁業の用に供する

無税

無税

を

を

一 第二条中関税法第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条第三項の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十条第三項の改正規定、同法第二十条の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第八十四条から第一百五十五条の二までの改正規定及び同法第一百六条の改正規定並びに附則第十条の規定平成二十九年六月一日

二 第二条の規定(同条中関税法第二条の四の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第六十九条の二十一の改正規定、同法第七十五条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定並びに前号及び次号に掲げる改正規定を除く)並びに第四条中関税暫定措置法第十五条の改正規定並びに次条第二項の規定、附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号、以下この号及び第四号において「地位協定臨特法」という)第十二条第三項の改正規定及び地位協定臨特法第十四条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成三十年四月一日

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の関税法(次項及び附則第十条において「新関税法」という)第七条の五第一号イの規定の適用については、所得税法等の一部を改正する等の法律第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法(明治三十一年法律第六十七号)第十四条第一項の規定による通告処分は、所得税法等の一部を改正する等の法律第八条の規定による改正後の国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第百五十七条第一項の規定による通告処分とみなす。

第三条 第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第八条第一項の規定は、この法律の施行後に輸出される貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減について適用し、この法律の施行前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる関税の軽減に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 (政令への委任)

第七条 第三条の規定及び附則第六条中地位協定臨特法第五条第一項ただし書の改正規定(第十七条を「第十七条第一項」に改める部分を除く)公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

別表第一の三中「平成二十九年三月三一日」を

「平成三十一年三月三一日」に改め、同表第〇四〇

二・一〇号中「小学校(義務教育学校の前期課程を含む)」を「幼稚園 小学校」に改め、「義務教

育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務

教育学校、夜間」に、「特別支援学校若しくは

幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは

特別支援学校の児童、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類

め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類

(号外) 報

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「第十二項」を「第十

一項」に、「第十項を「第九項」に、「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項中「足る」を「足りる」に改める。

第五条第三項中「第一百四十条」を「第一百四十九条」に改める。

第十四条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「領置し、又は差し押えた」を「領置、差押え又は記録命令付差押えをした」に、「又は差押」を「差押え又は記録命令付差押え」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改める。

第八十七条の五第一項第二号中「別表第二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の二の(一)のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号」を「別表第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の二の(一)に改める。

第九十条の四第一項第四号を次のように改める。

〔四 関税定率法別表第二七一〇・一九号の(二)のAの(b)又は第二七一〇・二〇号の(二)のAの(b)に掲げる農林漁業の用に供する重油及び粗油〕

第九十条の六第一項中「で農林漁業」を「(同表(c)又は第二七一〇・二〇号の(二)のAの(a)若しくは(二)に掲げる重油については、農林漁業の用に供するものに限る)を農林漁業」に改め、「ものをその用途に供する」を削る。

(とん税法及び特別とん税法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「第一百三十九条を「第一百四十七条第一項」に、「」の規定中」を「(中)に改める。

一 とん税法(昭和三十二年法律第三十七号)第十四条

二 特別とん税法(昭和三十二年法律第三十八号)第十二條

(環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第九条 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

〔第四条のうち、関税暫定措置法第七条の三第三項ただし書の改正規定中「同表第一三項及び第一四項」を「同表の一三の項及び一四の項」

〔検討〕

第十一条 政府は、附則第一条第一号又は第四号に掲げる改正規定の施行後五年を経過した場合において、新関税法第十七条第三項及び第四項、第十七条の二、第二十条第三項、第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十五条第二項の規定又は第三条の規定による改正後の関税法の規定の施行状況について検討を加え、必要があるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔租税特別措置法の一部改正〕

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改める。

第八十七条の五第一項第二号中「別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の二の(一)のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号」を「別表第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の二の(一)に改める。

第九十条の四第一項第四号を次のように改める。

〔租税特別措置法の一部改正〕

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のようにより改める。

第八十七条の五第一項第二号中「別表第二二〇八・二〇号の二若しくは第二二〇八・九〇号の二の(一)のBに該当する酒類又は同表第二二〇八・三〇号」を「別表第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の二の(一)に改める。

第九十条の四第一項第四号を次のように改める。

審査報告書

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年三月三十日
文教科学委員長 赤池 誠章
参議院議長 伊達 忠一殿

二、高等教育機関へ進学を希望する者に対し、教

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十二条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

(第一種学資金の二条を加える)

第二十三条の次に次の二条を加える。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 学資支給基金の運用によって生じた利子その他収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

(通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る)の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構

に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務(学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る)については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「第十

七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三 第二十三条の二第二項において準用する通

則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則第十四条第三項中「[学資金]を「学資貸与金」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第三項の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 文部科学大臣は、この法律による改正後

の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするときは、この法律の施行の

日前において、財務大臣と協議することができる。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 平成二十九年三月三十日

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行つものとする。

(検討)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の規定による設備及び運営が認可保育所等に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準の設定に当たっては、認可外保育施設等における安全対策などにより一定の保育の質を確保しつつ、制度加入施設が拡大されるよう努めること。また、居宅訪問型保育事業、子育て援助活動支援事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業を行う施設等についても、加入対象となるよう、引き続き検討を行うこと。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十号別表第一の四十七の五の項)

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

審査報告書

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年三月三十日

文教科学委員長 赤池 誠 章

参議院議長 伊達 忠一 簽

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、専修学校の高等課程の管理下における生徒の災害及び一定の基準を満たす認可外保育施設又は企業主導型保育事業を行う施設

の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の対象としようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

の周知徹底に努めるとともに、年度途中であつても加入が可能となるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターの体制整備を前提として、制度の見直しを検討すること。

平成二十九年三月三十一日 参議院会議録第十二号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

五一

三、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号に規定する保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設に準ずる保育の質を確保している施設が加入から漏れることのないよう、制度の周知徹底と加入促進に努めること。また、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設についても、加入対象となるよう、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十九年三月二十三日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一 殿

第十五条の規定に基づき、早期に安定財源を確保して本則に戻すこと。

3 雇用関係助成金に生産性要件を設定するに当たっては、生産性要件を設けることが適当である助成金のみに限定すること。また、生産性要件を設けた助成金については、生産性要件を充足するために入員削減、長時間労働等を招くことがないよう支給要件を厳格にすること。

二、職業安定法の一部改正について

1 労働条件等の変更内容等の明示義務については、変更等による不利益から求職者を保護することがその目的であることに鑑み、変更等が発生した段階で遅滞なく明示がなされるべきことを明確に規定するとともに、求職者がその内容を十分に理解できる適切な明示方法を指針で定めること。また、募集段階における労働条件等の明示義務については、募集段階で定める労働者等への事業主からの個別周知の有無を調査すること。また、本法附則の規定に基づく検討においては、男性の育児休業取得率が依然として低いことに鑑み、利用率の低いパパ・ママ育休プラス制度の活用促進に向けた改善措置を講ずることも必要であることから、原則、採用内定時までに書面で労働条件を明示するよう指針に定めること。

2 求人申込みの不受理の対象に、職業安定法に基づく勧告又は改善命令を受け、これに従わずに公表された者からの求人を追加することについて検討すること。また、有料の職業紹介事業を行う者が職業安定法又は労働者派遣法の規定に基づく命令又は処分に違反した際に厚生労働大臣が命ずることのできる業務停止命令について、規定の趣旨を踏まえ停止期間が適切に定められるよう所要の措置を講ずること。

三、育児・介護休業法の一部改正について

1 女性であると男性であるとにかくわらず、乳幼児期の子どもを持つ労働者が職業生活と家庭生活との両立を図るために、何より安心して子供を預けられる保育サービスの確保が必要であることから、待機児童問題の解消を始めとする保育サービスの量的・質的拡充に最優先に取り組むこと。また、その際責任ある役割を担う保育士が適正な待遇の下で働きがいのある就労環境を確保することができること。

2 本法の施行後二年を目途として、育児休業制度の対象となる労働者等への事業主からの個別周知の有無を調査すること。また、本法附則の規定に基づく検討においては、男性の育児休業取得率が依然として低いことに鑑み、パパ活・クオータ制の導入に向けて検討すること。

3 職業安定法の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

(雇用保険法の一部改正)
第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第三号から第五号まで」を「第五号」に改め、同項第三号中「ハまで」を「二まで」に改め、同号に次のように加える。

二 一年以上五年未満 百五十日

第二十三条第一項第四号中「ハまで」を「二まで」に改め、同号に次のように加える。

二 一年以上五年未満 百二十日

第二十四条の次に次の二条を加える。

(個別延長給付)

第二十四条の二 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、第三十三条第三項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。)である者又は第二十三条第二項に規定する特定受給資格者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準(次項において「指導基準」という。)に照らして再就職を促進するため必要となる職業指導を行ふことが適当であると認められたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日(失業している日についての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

2 第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者であつて、前項第一号に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行ふことが適当であると認めたものについての失業している日(失業している日についての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

3 前二項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とするものとする。

一 第一項(第一号及び第三号に限る。)又は前項に該当する受給資格者六十日(所定

給付日数が第二十三条第一項第一号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつて

の項において「激甚災害法」という。)第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害(次号において「激甚災害」という。)の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者であつて、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる

地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者

の規定により離職したものとみなされた者(前号に該当する者を除く。)

他の災害(厚生労働省令で定める災害に限る。)の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者

の規定により離職したものとみなされた者(前号に該当する者を除く。)

は、第四項の規定による期間内の失業している日(失業している日についての認定を受けた日に限る。)について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

一 第一項(第一号及び第三号に限る。)又は前項に該当する受給資格者六十日(所定

給付日数が第二十三条第一項第一号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつて

雇用保険法等の一部を改正する法律案
雇用保険法の一部を改正する法律案

平成二十九年三月十六日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

者をいい、労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者又は募集受託者(同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。)に提供する者に限る。以下この項及び第七十六条第二項において同じ。)を、「その事業主、職業紹介事業者等」の下に「募集情報等提供事業を行ふ者」を加える。

第十六条第一項中「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」を「二千四百六十円以上四千九百二十円未満」に、「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万二千九百円以下」に改め、同条第二項中「四千六百四十円以上一万五千七百七十円以下」を「四千九百二十円以上一万八百八十円以下」に改める。

第十七条第四項第一号中「二千三百二十円」を「二千四百六十円」に改め、同項第二号イ中「一万五千二百十円」を「一万五千五百九十円」に改め、同号ロ中「一万五千七百三十円」を「一万六千三百四十円」に改め、同号ハ中「一万四千三百円」を「一万四千八百五十円」に改め、同号ニ中「二万一千八百七十円」を「二万三千三百七十円」に改める。

第十八条第一項中「平成二十一年四月一日」を

「平成二十七年四月一日」に改め、同条第三項中「前二項を前三項に」、「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」を「二千四百六十円以上一万千七百四十円以下」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額の

うち、最低賃金日額(当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。)の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいう。)に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

第十九条第一項第一号中「一千一百九十五円」を「一千二百八十二円」に改め、同条第二項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第五十六条の三第三項第一号並びに第三号ロ及びハ中「一万五千七百四十円」を「一万二千九十万円」に改める。

第五十八条第一項中「が公共職業安定所」の下に「職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

第六十条の二第四項中「百分の六十」を「百分

の七十一」に改める。

第六十一条第一項第二号中「三十四万三千二百円」を「三十五万六千四百円」に改め、同条第七項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

第六十二条第一項中「一歳六か月に満たない子」の下に「(その子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつて

は、二歳に満たない子)」を加える。

第七十二条第一項中「同項」を「第十八条第三項の算定方法、第二十四条の二第一項」に改め

る。

第七十六条第二項中「職業紹介事業者等」の下に「募集情報等提供事業を行ふ者」を加える。

第七十九条の二中「第五十八条第一項中」の下に「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局(運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。)」と、を加える。

第八十条中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

附則第十一條の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「及び第六十条の三」を「第六十条の三及び第七十二条第一項」に、「同項」を「第十条第五項」に、「同条第一項」を「第六十条の三第一項」に改め、「附則第十一條の二第一項」との下に「第七十二条第一項中若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは「第二十四条の二第一項若しくは附則第十一條の二第一項」とを加え、「第七十二条第一項中若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは「第二十四条の二第一項若しくは第三十二条第一項の二第一項」とを加え、同条第三項中「二千三百二十円以上四千六百四十円未満」を「二千四百六十円以上四千九百四十円未満」に、「四千六百四十円以上一万五千七百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万二千九百円以下」に、「百分の五十」を「百分の八十五」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。
 第十八条の二 公共職業安定所は、厚生労働省令で定めるところにより、求職者又は求人者に対し、特定地方公共団体又は職業紹介事業者(第三十二条の九第二項の命令を受けていける者その他の公共職業安定所が求職者又は求人者に対してその職業紹介事業の業務に係る情報の提供を行うことが適当でない者として厚生労働省令で定めるものを除く。)の職業紹介事業の業務に係る情報を提供するものとする。

第三十二条第一号中「関する法律の規定」の下に「(次号に規定する規定を除く。)」を加え、同条第五号を同条第十号とし、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第三号中「第三十二条の九第一項」の下に「第一号を除き」を、「取り消され」の下に「又は第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項(第一号を除く。)」の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられを、「取消し」の下に「又は命令」を加え、同号を同条第四号とし、同号の次に次の四号を加える。

五 第三十二条の九第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合(第三十二条の九第一項(第一号に限る。)第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)又は第三十三条の三第二項において準用する

(職業紹介法の一部改正)
 第三条 職業紹介法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二に次の二項を加える。
 公共職業安定所及び特定地方公共団体又は職業紹介事業者は、求職者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるように、職業紹介に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

第三十二条の九第一項の規定により無料の職業紹介事業の廃止を命じられた者が法人である場合(第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項第一号)に規定する者に限り廃止を命じられた場合(第三十二条の九第一項第一号)に規定する者に該当することとなつた場合(第三十二条の九第一項第一号)に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る)において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらで、当該取消し又は命令の日から起算して五年を経過しないもの。

六 第三十二条の九第一項(第三十三条第四項において準用する場合を含む)の規定による職業紹介事業の許可の取消し又は第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定による無料の職業紹介事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十二条の八第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む)の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除

く)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの。

七 前号に規定する期間内に第三十二条の八第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む)の規定による職業紹介事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人(当該法人の廃止について相当の理由がある法人を除く)の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの。

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)

九 第三十二条の九第一項を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五十五号)第一百二条、第一百三条の二若しくは第四百四条第一項(同法第一百二条又は第三十九条に規定する募集受託者をいう。以下この項、第五条の三第一項及び第五条の四第一項において同じ。)の依頼を受け、当該募集に関する情報を労働者となろうとする者

前段若しくは第四十八条第一項(同法第十四条前段の規定に係る部分に限る)又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しなくなるた日から起算して五年を経過しないもの。

十 六条前段の規定に係る部分に限る)又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないもの。

十一 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

十二 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

十三 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

十四 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

十五 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

十六 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

十七 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

十八 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

十九 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

二十 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

二十一 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

二十二 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

二十三 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

二十四 第五条の三第一項中「(第三十九条に規定する職業安定所等)」及び「(次条において「公共募集受託者をいう。」)」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に「第五条第四号中「募集」の下に「募集情報等提供事業」を加える。

第十八条の二中「除く。」の「除く。この項において同じ。」に関する第三十二条の十六第三項に規定する事項、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介により就職した者のうち雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給を受けたものの数その他の改める。

第三十二条の十四中「統括管理させる」を「統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせる」に、「除く」を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足りる能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限るに改める。

第三十二条の十六の見出しを「事業報告等」に改め、同条に次の二項を加える。

有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者の数、当該有料職業

第三十二条の見出しを「(募集内容の的確な表示等)」に改め、同条中「行う者」の下に「(募集受託者を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該労働者の募集を行う者が募集情報等提供事業を行う者をして労働者の募集に関する情報を労働者となろうとする者に提供せることは、当該募集情報等提供事業を行う者に対し、必要な協力を求めるように努めなければならない。

第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条の次に次の二項を加える。

(労働者の募集を行う者等の責務)

第四十二条の二 労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに募集情報等提供事業を行う者

第三十二条の 手数料に関する事項その他	十六第三項	その他
募集情報等提供事業を行う者は、労働者の募集を行う者若しくは募集受託者又は労働者となろうとする者の依頼を受け提供する情報が的確に表示されたものとなるよう、当該依頼をした者に対し、必要な協力をを行うよう努めなければならない。		

第四十八条の三の見出しを「(改善命令等)」に改め、同条に次の二項を加える。	厚生労働大臣は、求人者又は労働者供給を受けようとする者が、第五条の三第二項若しくは第三項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して前条の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるとときは、当該求人者又は労働者供給を受けようとする者に対し、第五条の三第二項又は
第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の二項を加える。	第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の二項を加える。

第五十一条第一項中「有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は」を「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(以下この条において「職業紹介事業者等」という)並びにこれらの代理人、使用人その他の従業者は」に、「有料職業紹介事業者及びその」を「職業紹介事業者等及びこれらに改め、同条第二項中「有料職業紹介事業者及びその」を「職業紹介事業者等及びこれらに改める。	第五十一条第一項中「有料職業紹介事業者及びその代理人、使用人その他の従業者は」を「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(以下この条において「職業紹介事業者等」という)並びにこれらの代理人、使用人その他の従業者は」に、「有料職業紹介事業者及びその」を「職業紹介事業者等及びこれらに改め、同条第二項中「有料職業紹介事業者及びその」を「職業紹介事業者等及びこれらに改める。
第五十五条の二中「第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しく	第五十五条の二中「第三十三条第一項の許可を受けて、又は第三十三条の二第一項若しく

は第三十三条の三第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者(以下この条において「特定地方公共団体等」という。)を削り、「及び特定地方公共団体等」を「及び特定地方公共団体」に、「特定地方公共団体等」を「特定地方公共団体」に改める。

第六十二条第二項中「職業紹介事業」の下に「及び募集情報等提供事業」を加える。

第六十五条第七号中「第四十八条の三」を「呈示して」を「提示して」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人の申込みを行つた者

第五条 職業安定法の一部を次のように改正す

る。

第五条の五を次のように改める。

(求人の申込み)

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。

一 その内容が法令に違反する求人の申込み

二 その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認められる求人の申込み

三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者(厚生労働省令で定める場合に限る)からの求

人の申込み
四 第五条の三第二項の規定による明示が行われない求人の申込み

五 次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)及び第三十二条において「暴力団員」という。)

ロ 法人であつて、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)を削り、同条第八号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」といふ。)」を「暴力団員」に改める。

第三十二条の十一第二項、第三十二条の十二第二項及び第三十三条の二第六項中「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める。

第四十八条の三第二項中「いるとき」の下に「若しくは第五条の五第三項の規定による求めて對して事実に相違する報告をしたとき」を加え、「又は第三項」を「若しくは第三項又は第五条の五第三項」に改める。

第五条の五第三項に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

第六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(雇用保険率の変更に関する暫定措置)」を付し、同条を次のように改める。

第十条 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「第六十

六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の

号)を削り、同条第五号中「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者といい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「」とする。

附則第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における前条の規定の適用については、同条中「附則第十三条第一項の規定」とあるのは、「附則第十四条第一項の規定」とする。

第十二条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十五・五」とあるのは「千分の十三・五」と、「千分の十

七・五」とあるのは「千分の十五・五」と、「千分の十八・五」とあるのは「千分の十六・五」として、同項の規定を適用する。

第十二条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十二条第五項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十七・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十一・五まで」と、「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十五まで」と、「千分の十一から千分の十

五第一項」に改める。

第二十七条第三項中「第五条の五本文」を「第五条の五第一項本文」に改める。

第二十九条第四項中「第五条の五」を「第五条

の五第一項」に改める。

執行に要する経費に係る分を除く。並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額」とあるのは、「附則第十三条第一項の規定によることによる国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)」とする。

第十二条第一号中「(平成三年法律第七十七号)を削り、同条第五号中「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者といい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「」とする。

附則第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における前条の規定の適用については、同条中「附則第十三条第一項の規定」とあるのは、「附則第十四条第一項の規定」とする。

第十二条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十五・五」とあるのは「千分の十三・五」と、「千分の十

七・五」とあるのは「千分の十五・五」と、「千分の十八・五」とあるのは「千分の十六・五」として、同項の規定を適用する。

第十二条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十二条第五項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十七・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十一・五まで」と、「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十五まで」と、「千分の十一から千分の十

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

第一項ただし書の規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第一項第二号中「一歳六か月」とあるのは、「二歳」と読み替えるものとする。

第六条第二項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第四項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第八条第二項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第九条第二項第二号中「一歳六か月」を「一歳六か月」と削る。

第九条の二第一項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、「一歳六か月」とあるのは、「一歳六か月」と削る。

第九条の三中「第五条第三項及び四項並びに」を、「第五条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第十六条の二第一項中「この章において」を削る。

第二十一条第一項中「措置」の下に「労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対し知らせる措置を含む」を加える。

第二十四条第一項中「閑して、」の下に「労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用

することができる休暇(子の看護休暇、介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後のみの養育について出産前において準備することができる休暇を含む。)を与えるための措置及び四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第五十七条中「及び第三項第二号」を「第三項第二号及び第四項第二号」に改める。

第六十条第二項中「第三項第二号及び第四項」を「第三項第二号、第四項第二号及び第六項」に改め、「乗り組ませること等の措置」との下に「同項中「労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四条から第七十八条までの規定による有給休暇」とを加える。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十三条第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の

陳述をした者

二 第五十三条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定

二 第二条中雇用保険法第十六条第一項及び第二項、第十七条第四項第一号及び第二号にから二まで並びに第十八条第一項及び第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに第十九条第一項第一号及び第二項、第五十六条の三第三項第一号並びに第三号口及びハ、第六十一条第一項第二号及び第七項、第七十二条第一項並びに第八十条の改正規定並びに同法附則第十一条の二第三項の改正規定(第四号に掲げる部分を除く。) 平成二十九年八月一日

三 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定 平成二十九年十月一日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十二条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(百分の五十)を「百分の八

陳述をした者

一 第五十三条第五項において準用する職業
安定法第五十一条第一項の規定に違反して
秘密を漏らした旨

〔施行期日〕

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規

定公有の日

ら二まで並びに第十八条第一項及び第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定

並びに第十九条第一項第一号及び第二項、第五十六条の三第三項第一号並びに第三号口及

二ハ 第六十一条第一項第二号及び第七項
第七十二条第一項並びに第八十条の改正規定
並びに同法附則第十一条の二第三項の改正規定

定(第四号に掲げる部分を除く) 平成二十
九年八月一日

の改正規定及び第七条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに附則第十五条、第十六条

及び第二十三条から第二十五条までの規定
平成二十九年十月一日

五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第

三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八

十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十一条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十项第五号の改正規定、附則第十四条第二项及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 第五条の規定並びに附則第十八条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十一条の改正規定及び第十三条の改正規定(「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十条第一項の表第五条の五の項の改正規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

三」を「第五条の五第一項第三号、第三十二条の十三」に改める部分に限る。) 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(基本手当の所定給付日数に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(次条及び附則第四条において「第一条改正後雇用保険法」という。)第二十三条第一項の規定は、受給資格(雇用保険法第十三条第一項(同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。))の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。附則第三十一条において同じ。)に係る離職の日(以下この条及び附則第三十一条において「離職日」という。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である者について適用し、離職日が施行日前である者に係る所定給付日数(雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数)に相当して同じ。)については、なお従前の例による。

(個別延長給付及び地域延長給付に関する経過措置)

第三条 第一条改正後雇用保険法第二十四条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定は、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日以後である者について適用する。

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する経過措置)

第四条 第一条改正後雇用保険法附則第十条の規定は、雇用保険法第五十七条第一項第一号に規定する再離職(以下この条において単に「再離職」という。)の日が施行日以後である者について適用し、再離職の日が施行日前である者に係る就業促進手当については、なお従前の例による。

(返還命令等に関する経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の雇用保険法(次条において「第二条改正後雇用保険法」という。)第十条の四第二項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下「第四号施行日」という。)以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第四号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。

(移転費に関する経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の職業安定法(以下この条並びに附則第十条及び第十四条第二項において「第四条改正後職業安定法」という。)第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は第四条改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する第二条改正後雇用保険法第五十八条第一項の規定は、当該者が当該紹介により職業に就いた日が第四号施行日以後である場合について適用する。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第七条 第四号施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法(次条において「第二条改正前雇用保険法」という。)第六十条の二第一項に規定する教育訓練給付金に該当する者に対する教育訓練給付金について適用する。

(教育訓練支援給付金に関する経過措置)

第八条 第四号施行日前に第二条改正前雇用保険法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練法附則第十一号の二第一項に規定する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

(職業紹介事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行つてゐる者に対する許可の取消し又は事業の停止若しくは廃止の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

(労働条件等の明示に関する経過措置)

第十条 第四条改正後職業安定法第五条の三第三項の規定(他の法律において適用する場合を含

二十八条の規定による同条第一項に規定する各

二十七条第二項の改正規定(「第三十二条の十

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 前条の規定による改正後の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第一項の規定は、受給資格に係る離職日が施行日以後である者について適用し、受給資格に係る離職日が施行日前である者に係る前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下この条において「旧東日本大震災財特法」という)第八十二条第一項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法附則第五条の規定による基本手当の支給及び旧東日本大震災財特法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法第二十八条の規定による調整については、なお従前の例による。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正)

第三十二条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十二条の二」を「第五十二条」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第三十二条に次の一号を加える。

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十五条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第三十三条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「まで並びに第四十八条」を「まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項」に改め、「第五条の三第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第三十二条の十三」を「第五条の五第一項第三号、第三十二条の十八に、「及び第三十三条の六」を「並びに第三十三条の六」に、「第三十三条の六並びに第四十八条」を「第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項」に改める。

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

投票者氏名

日程第一 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名
足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
有村 赤池
治子君
朝日健太郎君
二之湯 智君

二四〇名

西田 昌司君	野村 哲郎君	馬場 成志君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	橋本 聖子君	古川 俊治君	福岡 資磨君
井原 巧君	石井 浩郎君	藤川 政人君	西田 浩太郎君
井上 義行君	石井 準一君	松下 新平君	林 芳正君
石井 正弘君	宇都 隆史君	松山 政司君	橋本 基之君
石井 昌宏君	江島 潔君	丸山 和也君	藤木 真也君
儀崎 陽輔君	小川 克巳君	大沼みずほ君	藤井 基之君
今井絵理子君	尾辻 秀久君	太田 房江君	牧野たかお君
石井 陽輔君	岡田 広君	岡田 直樹君	松下 新平君
儀崎 仁彦君	木村 義雄君	木村 義雄君	松山 伸吾君
井原 巧君	こやり隆史君	大野 泰正君	丸川 珠代君
井上 義行君	佐藤 啓君	北村 経夫君	三木 亨君
石井 準一君	上月 良祐君	古賀友一郎君	三宅 伸吾君
石井 浩郎君	佐藤 啓君	鴻池 祥肇君	水落 敏栄君
井原 巧君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君	宮沢 洋一君
井上 義行君	佐藤 啓君	酒井 康行君	森屋 宏君
石井 準一君	佐藤 啓君	自見はなこ君	元榮太一郎君
井原 巧君	佐藤 啓君	島村 大君	森屋 宏君
井上 義行君	佐藤 啓君	進藤金日子君	宮島 喜文君
石井 準一君	佐藤 啓君	世耕 弘成君	山崎 正昭君
井原 巧君	佐藤 啓君	そのだ修光君	柳本 卓治君
井上 義行君	佐藤 啓君	高野光二郎君	山下 雄平君
石井 準一君	佐藤 啓君	塙田 一郎君	山田 俊男君
井原 巧君	佐藤 啓君	豊田 敬三君	山田 修路君
井上 義行君	佐藤 啓君	堂故 正彦君	山田 宏君
石井 準一君	佐藤 啓君	塙田 正彦君	山本 一大君
井原 巧君	佐藤 啓君	武見 敬三君	山本 順三君
井上 義行君	佐藤 啓君	高橋 克法君	吉田 博美君
石井 準一君	佐藤 啓君	高橋 宏文君	吉田 博美君
井原 巧君	佐藤 啓君	高橋 宏文君	吉田 博美君
井上 義行君	佐藤 啓君	伊藤 清美子君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	伊藤 孝恵君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	相原久美子君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	伊藤 孝恵君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	石橋 通宏君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	渡邊 猛之君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	山本 一太君
井上 義行君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	吉川ゆうみ君
石井 準一君	佐藤 啓君	大塚 耕平君	和田 政宗君
井原 巧君	佐藤 啓君	大塚	

官 報 (号 外)

平成二十九年三月三十一日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名

古賀	之士君	櫻井	充君	斎藤	嘉隆君	松山	政司君	丸川	丸山	和也君	溝手	顯正君	三木	亨君	
那谷屋	正義君	樺葉賀津	也君	田名部	匡代君	鉢呂	吉雄君	浜野	喜史君	難波	獎二君	羽田	雄一郎君	福山	哲郎君
辰巳	孝太郎君	大門	寔紀史君	小池	晃君	岩渕	吉良よし子君	横山	信一君	井上	哲士君	矢倉	克夫君	新妻	秀規君
仁比	聰平君	武田	田村	倉林	紙	市田	忠義君	山本	香苗君	山本	信祐君	浜田	昌良君	三浦	正明君
良介君	智子君	智子君	智子君	謙維君	博司君	若松	大作君	長沢	弘美君	正治君	正明君	柳田	蓮	伊藤	孝江君
大家	敏志君	小野田	紀美君	衛藤	晟一君	上野	通子君	石井	昌宏君	石井	正弘君	宮崎	勝君	河野	佐々木さやか君
新平君	牧野たかお君	松下	新平君	尾辻	秀久君	江島	宇都	今井	繪理子君	儀嶋	陽輔君	横山	信一君	井上	哲士君
祥史君	るい君	松村	松川	舞立	昇治君	古川	俊治君	藤川	資麿君	林	芳正君	藤木	基之君	野村	聖子君
日程第二 過疎地域自立促進特別措置法の一部を 改正する法律案(衆議院提出)															
賛成者氏名															
足立 敏之君															
愛知 治郎君															
阿達 雅志君															
青木 一彦君															
行田 邦子君															
山本 太郎君															
佐藤 啓君															
佐藤 大介君															
片山 均君															
室井 邦彦君															
高木 かおり君															
儀間 光男君															
福島 みづほ君															
渡辺 喜美君															
木戸口 英司君															
又市 征治君															
藤巻 健史君															
佐藤 啓君															
山下 浩平君															
山田 俊男君															
山田 宏君															
山田 正昭君															
島田 三郎君															
佐藤 信秋君															
佐藤 信介君															
佐藤 喬美君															
柳本 阜治君															
宮本 周司君															
森 まさこ君															
柳本 卓治君															
宮本 周司君															
森 まこと君															
山下 雄平君															
山田 俊君															
山田 宏君															
山田 修路君															
山田 正昭君															
吉川 ゆうみ君															
和田 政宗君															
渡辺 美知太郎君															
足立 信也君															
有田 芳生君															
江崎 孝君															
伊藤 孝恵君															
石橋 通宏君															
渡邊 猛之君															
吉田 博美君															
相原 久美子君															
伊藤 孝典君															
石橋 鶴保															
豊田 敬三君															
豊田 俊郎君															
豊田 雅治君															
中川 雅治君															
中西 健治君															
中西 祐介君															
中西 正志君															
中野 長峯															
中山 恭子君															
中曾根 弘文君															
中西 哲君															
中西 哲君															
中西 洋之君															
小西 洋之君															
川合 孝典君															
斎藤 博															
大島 九州男君															
大野 元裕君															
大野 元裕君															
神本 美恵子君															
川田 龍平君															
川田 龍平君															
小林 正夫君															
小林 正夫君															
斎藤 博															
三木 伸吾君															

平成二十九年三月三十一日

參議院會議錄第十二号 投票者氏名

日程第三 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)
審査者氏名

二四〇

放送法第七十条第二項の規定に基づく 求めるの件(衆議院送付)		名	名
足立	敏之君	二四〇名	行田 邦子君
愛知	治郎君		郡司 松沢
青山	繁晴君		伊波 成文君
朝日健太郎君			洋一君
井上	義行君		彰君
石井	準一君		山口
石井	正弘君		和之君
石田	昌宏君		糸数 慶子君
磯崎	陽輔君		薬師寺みちよ君
今井絵理子君			阿達 雅志君
宇都	隆史君		一彦君
江島	潔君		誠章君
小川	克巳君		治子君
尾辻	秀久君		浩郎君
大沼みづほ君			青木 赤池
太田	房江君		有村
岡田	広君		井原
木村	義雄君		猪口
佐藤	正久君		石井
上月	良祐君		井原
佐藤	啓君		浩郎君
山東			岩井
島田			茂樹君
昭子君			仁彥君
三郎君			邦子君
島村			衛藤
大君			晟一君
			小野田紀美君
			大家
			敏志君
			大野
			泰正君
			岡田
			直樹君
			北村
			経夫君
			古賀友一郎君
			佐藤
			片山さつき君
			酒井
			鴻池
			信秋君
			祥肇君
			自見はなこ君
			島村
			大君

進藤金日子君
世耕 弘成君
高野光二郎君
そのだ修光君
滝沢 求君
塙田 敬三君
一郎君
堂故 豊田 俊郎君
茂君
中川 雅治君
中西 健治君
中西 祐介君
中山 恭子君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
平野 達男君
藤井 基之君
藤木 真也君
堀井 嶽君
牧野たかお君
松下 新平君
松山 政司君
丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
柳本 卓治君
森 まさこ君
山下 雄平君

未松	信介君	高階恵美子君	関口昌一君
高橋	克法君	鶴保庸介君	鶴保庸介君
徳茂	雅之君	芳文君	滝波宏文君
中泉	松司君	中曾根弘文君	中曾根弘文君
中西	哲君	長峯誠君	二之湯武史君
中野	正志君	羽生田俊君	野上浩太郎君
長峯	誠君	馬場成志君	林芳正君
藤川	福岡資麿君	福岡俊治君	古川人君
丸川	松村昇	舞立昇	溝手昇
三木	松川治君	吉川俊治君	三宅伸吾君
三宅	珠代君	祥史君	喜文君
溝手	享君	正君	元榮太一郎君
宮島			正昭君
森屋			宏君
山田			修路君

山谷えり子君	山田俊男君
山本順三君	山本相原久美子君
石橋通	渡辺猛之君
伊藤孝憲君	美樹君
小川敏夫君	江崎江
大塚耕平君	小川
川合直樹君	大塚
小西孝典君	川合
古賀洋之君	風間
櫻井充君	川合
樺葉賀津也君	小西
那谷屋正義君	古賀
羽田雄一郎君	洋之君
難波獎二君	之士君
鉢呂吉雄君	之士君
浜野喜史君	之士君
福山哲郎君	羽田雄
藤田幸久君	羽田雄
真山勇一君	鉢呂
増子輝彦君	浜野
森本真治君	福山
柳田稔君	藤田
蓮伊藤	真山
魚住裕一郎君	増子
江君	森本
君	柳田

和田	山本	山田	宏君
吉川	太君	一太君	
渡辺美知太郎君	有田	有田	
足立	芳生君	芳生君	
磯崎	石上	俊雄君	
哲史君	大島	大島	
小川	九州	九州	
勝也君	男君	男君	
大野	元裕君	元裕君	
神本	川田	川田	
美惠子君	龍平君	龍平君	
芝	斎藤	斎藤	
杉尾	嘉隆君	嘉隆君	
斎藤	秀哉君	秀哉君	
正夫君	工里君	工里君	
野田	國義君	國義君	
長浜	博行君	博行君	
浜口	眞煎君	眞煎君	
白	誠君	誠君	
宮沢	平山佐知子君	平山佐知子君	
秋野	藤末	健三君	
吉川	舟山	康江君	
河野	牧山	ひろえ君	
石川	矢田	わか子君	
義博君	由佳君	由佳君	

官 報 (号 外)

平成二十九年三月三十一日 参議院会議録第十二号

投票者氏名

反対者氏名

里見	熊野	正土君	佐々木さやか君
高瀬	弘美君	隆治君	杉 久武君
谷合	秀規君	新妻	竹谷とし子君
浜田	昌良君	正明君	長沢 広明君
三浦	信祐君	矢倉	西田 実仁君
		克夫君	平木 大作君
		山本 香苗君	宮崎 勝君
		横山 信一君	山口那津男君
		井上 哲士君	山本 博司君
		岩渕 友君	若松 謙維君
		吉良よし子君	市田 忠義君
		小池 晃君	紙 智子君
		山下 芳生君	倉林 明子君
		辰巳孝太郎君	田村 智子君
		大門実紀史君	武田 良介君
		片山 浅田	仁比 聰平君
		石井 章君	東 徹君
		高木かおり君	藤巻 健史君
		室井 邦彦君	清水 貴之君
		青木 愛君	片山虎之助君
		アントニオ猪木君	渡辺 喜美君
		森 ゆうこ君	木戸口英司君
		伊波 洋一君	糸数 慶子君
		松沢 成文君	和之君
郡司 彰君		福島みづほ君	行田 邦子君

日程第四 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)

議院送付)	直並びに在外公 國する法律の一
二四〇名	阿達 雅志君
	青木 一彦君
	井原 治子君
	石井 浩郎君
	石井みどり君
	磯崎 仁彦君
	猪口 邦子君
	岩井 茂樹君
	上野 通子君
	衛藤 晟一君
	小野田紀美君
	大家 敏志君
	大野 泰正君
	岡田 直樹君
	片山さつき君
	北村 経夫君
	古賀友一郎君
	佐藤 祥肇君
	鴻池 信秋君
	酒井 庸行君
	自見はなこ君
	島村 大君
	末松 信介君
	関口 昌一君
柘植 高橋 滝波	高階恵美子君
芳文君 宏文君 克法君	

塚田	堂故	一郎君
豊田	茂君	俊郎君
中川	雅治君	祐介君
中西	健治君	
中山	恭子君	
二之湯	智君	
西田	昌司君	
長谷川	哲郎君	
野村	岳君	
平野	聖子君	
橋本	達男君	
藤井	基之君	
藤木	眞也君	
堀井	巖君	
松山	政司君	
丸山	和也君	
松下	新平君	
水落	敏栄君	
宮沢	洋一君	
森	まさこ君	
柳本	卓治君	
宮本	周司君	
山下	雄平君	
山田	俊男君	
山谷えり子君		
吉田	博美君	
山本	順三君	
渡辺	猛之君	
相原久美子君	美樹君	

鶴保	徳茂	雅之君	庸介君
中泉	中曾根弘文	松司君	弘文君
中野	中野	哲君	正志君
長峯	二之湯武史君	誠君	
馬場	野上浩太郎君	羽生田俊君	成志君
林	芳正君	資磨君	
福岡	舞立	政人君	
藤川	古川	俊治君	
福岡	藤川	昇治君	
福岡	松川	るい君	
藤川	丸川	祥史君	
福岡	三木	珠代君	
福岡	三宅	亨君	
溝手	丸川	顕正君	
宮島	三木	伸吾君	
吉川	溝手	喜文君	
森屋	元榮太一郎君	顕正君	
山崎	山田	宏君	
山崎	山本	修路君	
山田	山本	正昭君	
和田	和田	宏君	
足立	芳生君	一太君	
足立	渡辺美知太郎君	吉川ゆうみ君	
吉川	吉川ゆうみ君	政宗君	

矢倉	三浦	浜田	新妻	高瀬	高瀬	里見	熊野	魚住裕	伊藤	蓮	柳田	森本	増子	藤田	福山	羽田雄一郎君	鉢呂	那谷屋正義君	榛葉賀津也君	田名部匡代君	川合	大塚	小川	敏夫君	通宏君	孝惠君
克夫君	信祐君	昌良君	秀規君	弘美君	正明君	隆治君	正土君	一郎君	孝江君	舫君	稔君	真治君	幸久君	哲郎君	喜史君	吉雄君	獎二君	難波	洋之君	直樹君	古賀	小西	伊藤	江崎	石橋	通宏君
克夫君	信祐君	昌良君	秀規君	弘美君	正明君	隆治君	正土君	一郎君	孝江君	舫君	稔君	真治君	幸久君	哲郎君	喜史君	吉雄君	獎二君	難波	洋之君	直樹君	古賀	小西	伊藤	江崎	石橋	通宏君

石上	俊雄君	小川	勝也君	大島	九州男君
磯崎	哲史君	川田	龍平君	大野	元裕君
		小林	正夫君	神本	美恵子君
		斎藤	嘉隆君	芝	博一君
		杉尾	秀哉君	杉尾	秀哉君
		徳永	エリ君	徳永	エリ君
		長浜	工行君	長浜	工行君
		野田	国義君	野田	国義君
		白	眞勲君	白	眞勲君
		浜口	誠君	浜口	誠君
		平山	佐知子君	平山	佐知子君
		佐藤	健三君	佐藤	健三君
		舟山	康江君	舟山	康江君
		牧山	ひろえ君	牧山	ひろえ君
		吉川	沙織君	吉川	沙織君
		秋野	公造君	秋野	公造君
		石川	博宗君	石川	博宗君
		河野	義博君	河野	義博君
		佐々木	さやか君	佐々木	さやか君
		杉	久武君	杉	久武君
竹谷	とし子君				
宮崎	勝君				
平木	大作君				
西田	実仁君				
長沢	広明君				
山口	那津勇君				

平成二十九年三月三十一日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名

石井	正弘	石井みどり君
石田	昌宏君	石田 磯崎 仁彦君
宇都	隆史君	宇都 陽輔君
江島	潔君	江島 小川
小川	克巳君	小川 尾辻 大沼みづほ君
岡田	秀久君	岡田 太田 房江君
木村	義雄君	木村 こやり 隆史君
上月	良祐君	上月 佐藤 佐藤 正久君
山東	昭子君	山東 島田 佐藤 佐藤 正久君
島田	三郎君	島田 進藤金日子君
高野	光二郎君	高野 光二郎君
滝沢	求君	滝沢 武見 敬三君
豊田	茂君	豊田 塚田 一郎君
中川	雅治君	中川 中西 堂故 俊郎君
中山	恭子君	中山 中西 健治君
西田	二之湯智君	西田 昌司君
野村	哲郎君	野村 哲郎君
	長峯誠君	羽生田 二之湯武史君
	中野哲君	野上浩太郎君
	中曾根弘文君	
	松司君	
	高橋克法君	
	柘植宏文君	
	鶴保芳文君	
	徳茂庸介君	
	雅之君	
	松司君	
	中泉	
	大橋	
	未松信介君	
	関口昌一君	
	島村大君	
	酒井庸行君	
	鴻池祥肇君	
	佐藤信秋君	
	古賀友一郎君	
	北村経夫君	
	片山さつき君	
	衛藤晟一君	
	岩井茂樹君	
	上野通子君	
	大野泰正君	
	小野田紀美君	
	大家敏志君	
	大野泰正君	
	石井みどり君	

橋本	長谷川	岳君
聖子君		
平野		
達男君		
藤井		
基之君		
堀井		
真也君		
松山		
巖君		
牧野たかお君		
丸山		
和也君		
三原じゅん子君		
松下		
新平君		
政司君		
水落		
敏栄君		
宮沢		
洋一君		
宮本		
周司君		
森		
まさこ君		
柳本		
卓治君		
山下		
雄平君		
山田		
俊男君		
山谷えり子君		
山本		
順三君		
伊藤		
渡邊		
猛之君		
渡邊		
美樹君		
相原久美子君		
吉田		
博美君		
山本		
順三君		
孝唐君		
通宏君		
小川		
敏夫君		
大塚		
耕平君		
風間		
直樹君		
川合		
孝典君		
小西		
古賀		
洋之君		
之士君		
充君		

馬場	藤川	福岡	林	馬場
成志君	政人君	資庵君	芳正君	成志君
古川	松村	丸川	舞立	古川
俊治君	祥史君	珠代君	るい君	俊治君
昇治君	伸吾君	享君	るい君	昇治君
三宅	溝手	顕正君	伸吾君	三宅
宮島	喜文君	喜文君	申吾君	溝手
元榮太一郎君	嘉文君	嘉文君	申吾君	宮島
宏君	正昭君	正昭君	申吾君	元榮太一郎君
森屋	山崎	修路君	申吾君	森屋
山田	山田	君	申吾君	山崎
山田	山本	宏君	申吾君	山田
山本	一大太君	一大太君	申吾君	山本
一大太君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	申吾君	一大太君
渡辺美知太郎君	和田政宗君	和田政宗君	申吾君	渡辺美知太郎君
足立信也君	有田芳生君	有田芳生君	申吾君	足立信也君
石上俊雄君	小川勝也君	小川勝也君	申吾君	石上俊雄君
磯嶋哲史君	大島九州男君	大島九州男君	申吾君	磯嶋哲史君
元裕君	大野勝也君	大野勝也君	申吾君	元裕君
神本美恵子君	小川勝也君	小川勝也君	申吾君	神本美恵子君
嘉隆君	川田龍平君	川田龍平君	申吾君	嘉隆君
正夫君	芝齋藤	芝齋藤	申吾君	正夫君
博一君				芝

那谷屋正義君代
田名部匡代君
羽田雄一郎君
鉢呂吉雄君
喜史君
浜野哲郎君
藤田幸久君
福山真山
藤田勇一君
柳田增子
蓮森本
伊藤輝彦君
柳田真治君
蓮穩君
伊藤孝江君
柳田舫君
蓮正士君
伊藤魚住裕
柳田熊野
柳田里見
柳田高瀬
柳田谷合
柳田正明君
柳田弘美君
柳田新妻
柳田浜田
柳田三浦
柳田矢倉
柳田山本
柳田横山
柳田井上
柳田岩渕
柳田吉良よし子君
柳田哲士君
柳田信一君
柳田香苗君
柳田克夫君
柳田昌良君
柳田秀規君
柳田君
柳田友君
柳田昇君
柳田芳生君
柳田均君
辰巳孝太郎君
小池
山下
浅田

東	仁比山添	武田	倉林	紙	市田	若松	山本	平木	宮崎	西田	寒仁君	大作君	竹谷	杉	佐々木さやか君	河野	吉川	沙織君	公造君	秋野	石川	博崇君	義博君	吉川	藤末	宮沢	矢田わか子君	牧山	康江君	舟山	浜口	白	平山佐知子君	國義君	眞默君	誠君	徳永	長浜	杉尾	秀哉君	工リ君	博行君
徹	聰平君	拓君	良介君	智子君	明子君	智子君	忠義君	謙維君	那津男君	勝勝君	大作君	博司君	山口	山口	山口	山口	吉川	沙織君	公造君	秋野	石川	博崇君	義博君	吉川	藤末	宮沢	矢田わか子君	牧山	康江君	舟山	浜口	白	平山佐知子君	國義君	眞默君	誠君	徳永	長浜	杉尾	秀哉君	工リ君	博行君

官報(号外)

日程第九、雇用保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

足立

敏之君

愛知

治郎君

青山

繁晴君

朝日

健太郎君

井上

義行君

石井

準一君

石井

正弘君

石田

昌宏君

磯崎

陽輔君

今井

絵理子君

宇都

隆史君

江島

潔君

小川

克巳君

尾辻

秀久君

大沼

みづほ君

太田

房江君

岡田

広君

木村

義雄君

こやり

隆史君

上月

良祐君

太田

房江君

岡田

広君

木村

義雄君

太田

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日
郵便物認可

平成二十九年三月三十一日 参議院会議録第十二号

發行所
二東京一〇五番五号 独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本号二部 (本体 三五〇円)